

平成27年第1回

三重県議会定例会会議録

(3 月 3 日)
(第 7 号)

第7号
3月3日

平成27年第1回

三重県議会定例会会議録

第7号

○平成27年3月3日（火曜日）

紹 介

○議長（永田正巳） おはようございます。

会議に先立ち、去る3月1日に任命されました戸神範雄人事委員会委員を御紹介いたします。

〔戸神委員入場〕

○議長（永田正巳） それでは、戸神範雄人事委員会委員、御挨拶願います。

○人事委員会委員（戸神範雄） 人事委員会委員に選任同意いただき、3月1日付で任命されました戸神でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。（拍手）

○議長（永田正巳） 以上で紹介を終わります。

〔戸神委員退場〕

議事日程（第7号）

平成27年3月3日（火）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第73号から議案第94号まで

〔委員会付託〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	津村	衛
14	番	森野	真治
15	番	水谷	正美
16	番	杉本	熊野
17	番	中村	欣一郎
18	番	小野	欣市
19	番	村林	聡
20	番	小林	正人
21	番	奥野	英介
22	番	今井	智広
23	番	長田	隆尚
24	番	藤田	宜三

25	番	後 藤	健 一
26	番	辻	三千宣
27	番	笹 井	健 司
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	北 川	裕 之
30	番	館	直 人
31	番	服 部	富 男
32	番	津 田	健 児
33	番	中 嶋	年 規
34	番	青 木	謙 順
35	番	中 森	博 文
36	番	前 野	和 美
37	番	水 谷	隆
38	番	日 沖	正 信
39	番	前 田	剛 志
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	岩 田	隆 嘉
45	番	貝 増	吉 郎
46	番	山 本	勝 巳
47	番	永 田	正 和
48	番	山 本	教 行
49	番	西 場	信 美
50	番	中 川	正
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥井隆男
書記(事務局次長)	青木正晴
書記(議事課長)	米田昌司
書記(企画法務課長)	佐々木俊之
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔裕行
書記(議事課班長)	上野勉
書記(議事課主幹)	坂井哲

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	植田隆
危機管理統括監	渡邊信一郎
防災対策部長	稲垣司
戦略企画部長	竹内望
総務部長	稲垣清文
健康福祉部長	北岡寛之
環境生活部長	高沖芳寿
地域連携部長	水谷一秀
農林水産部長	橋爪彰男
雇用経済部長	廣田恵子
県土整備部長	土井英尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	西城昭二
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古定

地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳

教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己

公安委員会委員	山 本 進
警 察 本 部 長	大 賀 眞 一

代表監査委員	福 井 信 行
監査委員事務局長	小 林 源太郎

人事委員会委員長	楠 井 嘉 行
人事委員会事務局長	速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員	落 合 隆
-----------	-------

労働委員会事務局長	前 畷 卓 弥
-----------	---------

午前10時1分開議

開 議

○議長（永田正巳） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

監査報告1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。19番 村林 聡議員。

[19番 村林 聡議員登壇・拍手]

○19番（村林 聡） おはようございます。度会郡選出、自民みらい、村林聡です。

早速、通告に従い質問に入らせていただきます。

通告に、大きな1番、人口の社会減対策、（1）地方創生への位置付けというように置かせていただきました。

国はこの地方創生について、11月に法案を可決し、12月末には総合戦略を策定しました。非常にすばやい対応で、力の入れようがわかります。今回の地方創生は、社会減対策を含めた人口減対策というところに特徴があります。知事は御就任以来、南部地域活性化に取り組んでいただいております、これは国の政策を一步先んじて取り組んだものとして深く敬意を表しますとともに、厚く感謝を申し上げます。

さて、三重県では、国の総合戦略を踏まえて来年度に県の総合戦略をつくっていくこととなります。現在取り組んでいる少子化対策に代表される自然減対策が一方の柱であるとするならば、もう一方の柱は社会減対策であるべきです。来年度策定の県の総合戦略に社会減対策をどのように位置づけるおつもりか、知事の御所見をお聞かせください。御答弁をよろしく願います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 県の地方創生の総合戦略の中で社会減対策をどのように

位置づけるのかという御質問でございます。

人口の社会減対策としましては、先ほど議員のほうからも御紹介いただきましたけれども、県内の産業を活性化させ、良質な雇用を創出することが最も重要であり、県ではみえ産業振興戦略に基づき、県内産業の振興に取り組んできました。また、南部地域活性化についても選択・集中プログラムに位置づけ、若者の就労支援や、移住、定住の取組等に注力してきたところであります。しかしながら、人口の流出傾向に歯どめがかかっていないのが現状です。

このため、県版の総合戦略では、人口の社会減対策を自然減対策と並ぶ2本柱の一つに位置づけ、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」のライフシーンごとに幅広い視点からの検討を進めていきます。また、社会減対策として、人口減少を抑制するために積極的に施策を講じる攻めの対策と、人口が減少するという現実に適応するための守りの対策が必要になることから、その両面から施策を構築し、三重県が様々な場面で選ばれるよう取り組んでまいります。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁いただきありがとうございます。

自然減対策と並んで社会減対策を二つの大きな柱の一つとしていただけるという御答弁だったと思います。ありがとうございます。

もう一回、再質問で聞かせていただきたいんですけど、ということですが、少子化対策は今までやってこられましたし、今年度プランもできたということなので、これからメインとして検討していかなければならないのは社会減対策だということになると思うんですけども、来年度以降、特に力を入れて社会減対策をやっていかないとなかなか2本柱というふうにはなっていないと思うんですけど、その辺、もう一度御答弁いただけませんか。

○知事（鈴木英敬） 三重県の人口減少の状況を見ますと、大体年間平均で、自然減で4000人、社会減で2000人という減少ですので、ボリューム的には県全体でいきますと自然減のほうが大きくなっております。

したがって、少子化対策と社会減対策のどちらを優先するということでは

なく両方をしっかりやるということだと思っておりますが、今議員御指摘のように、施策の取組の内容としましては、有識者会議がやっていた少子化対策よりも加速度的に進める必要があるという認識には立っておりますので、その意味で、今回、先行型の交付金を活用して、その部分はより加速させていただきますし、平成27年度もより加速させて取組を進めていきたいと考えております。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。平成27年度もより加速して取り組んでいただけるということで大変ありがたく思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、（2）のほうに移ります。仕事モデルを作るという視点というようにタイトルを置かせていただきました。

国のほうでは、まち・ひと・しごと創生という言い方をしておりますが、資料を見せてもらいますと、中身は仕事が1番目に書かれております。私としましても、若者が地域に住み続けるためには、まずは仕事が重要であると理解しております。

これまでこういう話になりますと、雇用を生み出すために産業を振興しなければならないというようなお話になるんですけど、若者定住という視点から見ると、ちょっと違ったものが見えてくるのではないのでしょうか。例えばビジネスとして見ると、合理化したできるだけ少ない人数で、もうけはできるだけ大きいほうがよいというようになると思うんですけども、若者定住として見ますと、逆にできるだけたくさんの人たちに働いてもらって、生活が成り立つだけの収入が確保できればよいということになると思います。これまでのビジネスモデルというような視点から、これからの社会減対策では、仕事自体を生み出して循環させる、仮の名前なんですけれども仕事モデルというような視点が重要になると考えます。

これから総合戦略の社会減対策に当たっては、ビジネスモデルから仕事モデルへという視点の転換が必要になってくると考えますが、御所見はいかが

でしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 仕事モデルということで、もうかる視点ということだけでなく定住という視点から、もうからなくても継続できる、そういうモデルの視点が必要ではないかという御質問であったと思います。

県でもこれまで働く場をつくるということについては、様々施策を講じてきましたけれども、中山間地域や南部地域など、条件が不利な地域については、現実に新たな雇用を創出するような産業の振興はなかなか難しい側面もございます。そういう意味で、働く場面におきましても攻めの対策と守りの対策は必要になると考えております。

成長産業の振興や海外展開などのもうかる産業振興が攻めの対策なら、大きくはもうからなくても、地域での産業活動や生活サービスを維持していくための施策は守りの対策になると考えます。例えば、地域課題をビジネスの視点で解決するソーシャルビジネスや、地域資源を活用し6次産業化を進めるいなかビジネスなどは、大きくはもうからなくても、地域の多様な資源を活用して地域でお金を回し、雇用を生んでいけるモデルだと考えております。

県版の総合戦略では、このような守りの対策についても十分な検討を行い、地域の生活や産業が活力を維持できるよう、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

一時期というか、売れた本の中に『里山資本主義』とかいうのがありましたけれども、それもまさに、そういう地域の中で地域にある資源を活用して、働く場を生み出してその地域のコミュニティーを維持していこうという考え方だと思いますので、従来の資本主義的なものに加えて、そういう部分において働く場が創出されるということは私も賛同できる部分であると思います。三重県のような多様な地域の状況を考えれば、そういう考え方に基づいて働く場や定住の場をつくり出していくことは重要な視点だと思いますので、総合戦略の中でしっかり検討していきたいと思っております。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

産業振興が攻めならば、今、申し上げたような仕事モデルとかの地域課題や地域資源を活用して働く場を創出するのは守りであると、そして、平成27年度以降、総合戦略の中で検討いただけるということですので、大変ありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、（３）、次の項目へ移らせていただきます。市町の取組への関わり方というようにタイトルを置かせていただきました。

今回の国の総合戦略では、東京への一極集中の是正が基本的視点の一つになっています。このことを三重県に当てはめると、各地域の人口がバランスよく保たれていることが望ましいということになります。それを実現するためには各市町の取組が不可欠で、それぞれの市や町がどう取り組むのかということが、県全体の取組の成否、成功、失敗を左右するということになります。ですから、市や町の取組は県自身の取組であるというくらいの気持ちでかかわっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。御答弁、よろしく願いいたします。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 市町が取り組まれる地方創生に関して、県はどのようにかかわっていくのかということでございます。昨年11月に制定されましたまち・ひと・しごと創生法では、国だけでなく全都道府県及び全市町村に、人口の動向と将来展望を示す人口ビジョンと、それを踏まえた対策である総合戦略の策定が求められております。

県では市町の主体的な取組を支援していくため、相談のための総合窓口を地域連携部に設置いたしました。個別の対策については、関係部局が丁寧に相談に乗るよう、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部において知事から指示があったところでございます。

また、国の説明会の情報を早期にお伝えし、市町と県との勉強会等を開催するとともに、市長会、町村会での説明や、市町が開催される自主的な勉強会にも県の職員が積極的に参加するなど、市町のサポートを行ってき

ているところです。

さらに、先日も県と市町の地域づくり連携・協働協議会におきまして、知事と県内の全市町長が、地方創生を議題として意見交換を行っていただいたところでございます。

三重県の地方創生を成功させるためには、県の総合戦略と市町の総合戦略が車の両輪となり、相乗効果を発揮して地域全体の魅力を高めていくことが不可欠だと考えております。

今後とも、市町の総合戦略の策定等につきまして、しっかりと市町をサポートするとともに、県と市町が緊密に連携し、それぞれの役割に応じた対策を講じることにより、希望がかない、選ばれる三重となるよう取り組んでまいります。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

県と市町が車の両輪として相乗効果を発揮できるようにしっかりサポートして、緊密に連携していただけるというような御答弁であったと思いました。

私が今回申し上げたいのは、さらにもう一步進んでといいますか、それが県自身のことなんだというぐらいの気持ちでやっていただきたいという、そういう思いなんです。特に社会減対策ということで申し上げますと、社会減、人口流出が著しい地域というのはどうしても財政の力なんかも弱いんですし、お金が来て知恵を出すのは各市町なんですよと言われてもなかなか厳しいところもあると思うんですね。例えばリーマンショック以降の経済対策の緊急雇用とか、ああいうのもたくさんメニューやお金が来てやっていくっていったときでも、どうしても、特に人口流出の激しい市や町の様子を見ると、取組が大きな市や町に比べると少し弱かったのではないかというようなことを私はちょっと感じておりまして、そういうことからすると、ぜひ今回の地方創生というのを三重県で成功させていただくためには、そういう市や町がしっかり取り組めるということが本当に、成功、

失敗の鍵を握っておると思いますので、しっかりサポート、連携ということですので、さらにお願ひしたいと思ひます。

提案かつ要望にとどめるんですけれども、一つ申し上げます。

国は今回、市や町に首長の補佐役として国家公務員を派遣するというようなことを考えておられるようなんですけれども、県としては、現場で知恵を出し、汗をかいてくれるような、そういう県職員を派遣するというようなことを検討いただひてはどうかと提案し、要望させていただきます。ぜひ御検討いただければなと、そのように思ひます。

では、(4)へと参ります。守るべき価値とはというようにタイトルを置かせていただきました。

今回の地方創生で、三重県において守るべき価値とは何なのでしょう。

私は、農山漁村や各地域の伝統や文化、そして営みが継続して連綿と紡がれていく、そういうことだと考えております。これなくして数字上の人口だけを保ったとしても意味はないと考えますが、知事の御所見はいかがでしょうか。御答弁、よろしくお願ひいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 地方創生を進める上で守るべき価値は何かという御質問でございました。

三重県は南北に長く、圏域ごとに人口減少の現状や要因も異なることから、県における地方創生の取組は、様々な課題を見据えて推進する必要があります。

この基本認識から、社会減対策については、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」のライフシーンごとに対策を検討するとともに、人口減少を抑制するために積極的に施策を講じる攻めの対策と、人口が減少するという現実に適応するための守りの対策で構築する予定です。この攻めと守りの対策は二者択一ではなく、地域の実情に応じてその比重を変えていく必要があります。

そして、その対策の結果として、地域経済の負のスパイラルからの脱却や緩和を実現していく必要があります。

一方で、地域のコミュニティー、伝統や文化、自然、そこに暮らす人々の生きがいや誇り、愛着など、お金に換算できない価値を大切にしながら地域の暮らしを守るといったことも地方創生においては重要だと考えております。

先般、大久保議員の御質問に私も答弁させていただいた際に、自らの望む場所で、基本的な暮らしという営みが継続されることが可能である状態であるとか、一層の郷土愛が生まれ、自らの地域に対するアイデンティティーを持つとか、その地域の伝統や文化が守られ、次世代に引き継がれ、それらの世代が希望を持って堂々と人生を歩んでいけるようになる、こういうようなことがつながって循環して、地域の運営が住民自らの手によって正のスパイラルになる、そのことが重要ではないかということをし申し上げさせていただきました。

したがいまして、今、議員から御指摘いただいた思いとそれほど乖離はないというふうに思っておりますし、また、何を守るかということについては、誰かが何かを押しつけるのではなくて、やはりその地域の方々自身が自らで考え、自ら行動を起こすということが最も重要であると思っておりますので、その何を守るかということを考えていただける、そういう環境になるようなサポートも含めて、しっかり県としても取り組んでいきたいと思っております。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

たしか知事は、うる覚えで申しわけないですが、あらゆる世代が住み続けたいと思ったときに、その願いがかなうというような言い方をなさっておられて、それはいい言い方だなと前から思っておったんですが、今のこの社会減対策、地方創生においても、その思いは十分織り込んでいただけるということだと理解いたしました。私は、いつまでも住み続けられる地域にという話を言わせていただきながら頑張っておるところです。

今、そういう中で、守るべき価値についても各地域で考えてもらえるようにということまで御答弁いただきました。ですから、その地域に住んでおられる方々が、これは本当に大事なものなんだと、守るべき価値なんだという

ことをきちんと自ら気づいていつ守っていただくということも大事なんだなということが、今、知事に御答弁いただいて、私ももう一度再確認させていただいたところです。ありがとうございました。

(5)へ参ります。南部地域活性化についてというように置かせていただきました。

社会減対策として、明確な数値目標を持って取り組んでもらっているのがこの南部地域活性化であると理解しています。その目標を達成するために様々な施策を講じていただいておりますが、私から見て、社会減に対して十分な効果をあらわしていないと感じております。先ほど知事から、いろいろ取り組んでおられるけれども、残念ながらまだ歯どめがかかっていないというような御答弁もありましたが、私もまだ、残念ながら十分な効果をあらわしていないのではないかと感じております。

私としては、社会減に直接切り込むような施策が必要だと考えて、1年前のこの一般質問の場で若者定住奨学金や半農半Xについて提案したところです。若者定住奨学金については研究するという御答弁でしたが、その後、研究の結果はいかがでしたでしょうか。また、この二つの提案に限らず、社会減対策が県政の重要課題となる中で、社会減に直接の効果を発揮する施策が必要となってくると思いますが、そのような取組をするお考えがあるのかお聞かせください。御答弁、よろしく願いいたします。

〔森下幹也地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也） 2点お尋ねがございました。

まず、1点目の奨学金の償還免除制度における研究の状況についてお答えをさせていただきます。

議員から御提案の趣旨に沿う償還免除の規定を設けておる事例は、私どもが調べました限り、都道府県レベルでは香川県だけでございました。償還免除の対象は全県域で、条件は卒業後県内に居住し就業することとなっており、初期費用としましては、毎年100人程度への貸与を想定しておりまして、償還が始まるまでに12億円余りが必要とのことでございました。

また、尾鷲市など他の事例を研究する中では、進学する人だけに支援をしてよいのか、償還免除は戻っていただくためのインセンティブとなるのかといった意見がございました。ちなみに尾鷲市では、平成17年度から償還免除の規定を設けておりまして、奨学金全体の採択人数121名中、免除規定を満たして市に戻って免除された方が1名、現在猶予期間中の方が2名となっております。

ほかにも財源の確保や市町の負担の考え方などといった点もございまして、引き続き議論をしていきたいというふうに考えております。

一方、国におきまして現在、都道府県単位で奨学金返還の支援を行う事業が文部科学省のほうから提案されておりますが、制度の詳細が明らかになっていないこともありまして、引き続き他県の動向も注視しながら、あわせて研究をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、南部地域における社会減対策という点についてお答えをさせていただきます。

南部地域では御指摘のとおり、若者の流出などによる生産年齢人口の減少が著しく、過疎化、高齢化が進んでおります。そこで、県ではみえ県民力ビジョンに南部地域活性化プログラムを位置づけ、指標を若者の定住率とし、市町と連携して、若者の働く場の確保、定住の促進を進めてまいっております。

まず、働く場の確保としましては、平成25年度から伊勢志摩地域の6市町が連携して開催する企業立地セミナーを雇用経済部とともに支援させていただいております。今のところ企業の進出にはつながっておりませんが、セミナーの開催によって参加企業への訪問が容易になったと、企業立地に向けた市町職員の意欲も高まってきておりますし、御参加いただきました首長方からも続けていきたいとの御要望をいただいております。

また、サニーロード周辺の魅力の発信や合同物産市の開催などで、誘客促進を図る取組を行ってきまして、物産市の売り上げが単独での開催に比べまして約3倍となるなど、成果が生まれてきております。このような取

組によりまして、事業者の生産活動が活発化、拡大化することで、働く場の確保につながっていくよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、定住促進の観点からは、来年度新たに南部の輝くライフスタイル発信事業を予算に計上させていただいております。この事業は、地域に住み続けたいと考える中高生や、地域外に進学した大学生などを対象に、充実した生活を送る地域の若者の多様な暮らし方を発信し、生まれ育ったふるさとで生活することの魅力を改めて伝えていくことで、若者の定住やUターンの促進を図ろうとするものです。

いずれにしましても、市町独自の取組や、これら県の取組を複合的に進めまして、一つ一つの成果を積み重ねていくことで、若者の定住率を維持できるよう、引き続き関係者の皆さんとの連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁をいただきました。

奨学金について研究いただいてありがとうございます。

国の交付金のほうで一つ示されておる、産業界と出し合っただけをつくってという奨学金のほうもこれからあわせて研究いただけるということで、これも、メリット、デメリット、あると思うんです。産業人材をきちんと確保するということが重要なことではありますが、例えば、南部地域で生まれ育った子どもが多分、北勢の企業へ就職するというようなことを促進してしまうような場合もあると思うんですね。なので、またメリット、デメリットを、これもしっかり研究していただきたいと、そのように思います。

私の提案したほうの奨学金も、香川県のほうが平成24年度からですか、始めておられるということで、実際に卒業して4年ということを支えますと、まだ香川県のほうはわからない部分も多いと思うんですけれども、ぜひ

しっかり研究していただいて、今申し上げておるような社会減の本質に切り込むような施策ということにぜひつなげていっていただきたいなど、そのように御要望させていただきたいと思います。

今、いろいろ取組についても御答弁いただきましたが、今度始まるライフスタイルの発信事業、これは大変期待しております、ライフスタイル、田舎と申しますか、自分のふるさとに戻ったりしたときにこういう仕事があって、こういう生活があって、こういう皆さんに囲まれてというようなことをきちんと発信していくことは大事なことなんだろうと、そのように思っております。

指標を達成するために県や市町と緊密に連携していただけると、そういう御答弁だったというように理解しておりますが、そこのところをもう一度、指標を達成するために、過疎というか、社会減の本質に切り込むために、市や町としっかりやっていく、先ほどの市や町とのかかわり方という部分にも、質問にも関係してくると思うんですけど、そういうことなのかということのを再質問で押さえさせていただきたいと思います。

○**地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也）** 私ども南部地域活性化局が誕生と同時に、南部地域全13市町で南部地域活性化推進協議会というのをつくっております。この中に幾つかの部会を設けまして、るる検討をしております。

一方で、人材育成とかという面も重要かというふうに考えておまして、市町の中堅職員を中心とした研修、勉強の場を設けて連携を図っていきたいというふうに考えております。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○**19番（村林 聡）** この指標を、しっかり数値目標を達成するんだと、そのために県や市町と連携して人材育成ということをやっておるんだと、そういうような、もう少し強い意気込みを感じるような言い方をしていただけたいほうがありがたいんですが、そういうように私は理解させてもらいましたので、しっかりとやっていただきたいと、そのように思います。本当に社会

減の本質に切り込むような、直接指標に働きかけるような施策をもっと打っていただかないとなかなか大変なのではないのかなと、そのように考えております。

先ほど守るべき価値というお話をしたところで、農山漁村の営みを続けていく、守っていくというようなお話をさせてもらったんですけど、ということは、農林水産業に従事してもらおうということになると思うんですが、一般に農林水産業は、食べるということはできたとしても十分な現金収入を確保することが難しいという構造にあります。その現金収入を補うための一つの方法として、1年前にこの場で半農半Xというものを提案させていただきました。別に半農半Xに限らないです。先ほど私が提案した奨学金にも限らないんですが、とにかく本質に切り込む、半農半Xに限らないということと言えますと、何らかの現金収入を得られる道をモデルとして示していただくということが重要になるのではないかと。先ほど仕事モデルという質問もさせていただきましたけれども、1次産業と組み合わせる現金収入のモデルというようなものをしっかりと示していただければ、今度は市や町もこのモデルをやっつけようというようにつながりやすいと思うんですね。ですから、そういうような、今の半農半Xの話ですと、1次産業と何らかの現金収入を得られる道、そのモデルを示していただけるように重ねて強く要望させていただきたいと思います。本質につながるような取組を期待しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、大きな2番のほうへ移ります。水産の未来というようにタイトルを置かせていただきました。

(1)に入りますが、漁協合併についてというように置かせていただいております。

三重外湾漁協の合併のときにはいろいろ心配の声はあったんですけども、しかし、今や赤字は何とか消えて、ひとりで歩けるといところまで来たと、そのように私は考えております。

そうした現状の中で3点についてお伺いしたいんですけども、まず、一

つ目が、これまで私たち議員は、委員会などの場でも含めて平成26年10月に県1の漁協に合併するんだというような御説明を受けてきておいて、三重県漁協合併推進協議会のほうにも県も参画していただいていたというふうに伺っておるんですが、まずこれがどうなったのかということをお教えいただきたい。

二つ目が、これまでの合併は漁協の経営基盤に強く着目して進めてきたものであったと考えるんですけれども、これからの合併は漁業者が安心して漁業を続けられる環境を整えるための合併であるべきだと考えるんですけれども、県の御所見はいかがでしょうかということが二つ目。

最後の三つ目が、合併を進めるということであれば、今後、県としてのバックアップやリーダーシップが重要になってくると思われるんですけれども、県としてどう進めていくおつもりでしょうかということが3点目です。

以上3点、御答弁、よろしくお願いいたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 漁協合併について3点御質問いただきました。

県では三重県漁連等の系統団体と連携しまして、適正な事業経営を行うことができる漁協の育成と組織の健全な発展を目的として、漁協合併を促進してまいりました。

その結果、本県の沿海漁協数ですが、平成10年には109漁協ありましたが、平成21年度末には24漁協まで再編が進んだところです。しかしながら、漁業者や漁業生産額のさらなる減少など、厳しい漁業情勢を踏まえまして、平成22年に開催された三重県漁協大会では、今おっしゃられましたが、平成26年10月を目標とした三重県1漁協の実現というのが決議をされまして、合併に向けた取組が始まったということでございます。

平成24年には、全ての漁協の組合長と系統団体の役員を委員とする三重県漁協合併推進協議会が設置されまして、合併に向けた課題について協議がなされてきたところですが、多くの漁協の組合長のほうから、漁協間の規模格差が大きいことであるとか、合併後の合理化によるサービス低下への懸念な

どを理由としまして、組合員の理解と賛同には時間を要するという意見が出てきまして、平成25年1月ですが、合併期限を平成30年4月まで延期すると決定されたところです。

現在、合併推進活動の事務局である三重県漁連において、合併基本計画の素案づくり等が進められているところでございます。

漁協には、漁業者が安心して漁業を営む環境を将来にわたって提供し、水産業の発展に向け、地域全体をコーディネートしていくという役割が求められていると思います。

県としましては、漁業者の様々なニーズに応え、こうした漁業、漁村における中核的組織としての役割を漁協が発揮していくためにも、合併を推進し、組織、また、基盤の強化というのを図っていくということが必要だと考えております。

県ではこれまで、合併漁協の事業基盤の強化、また、経営の安定等に対して財政的な支援を行ってまいりましたが、これとともに、系統団体の漁協合併に向けた取組も支援してきたところです。先ほども申し上げましたように、漁協合併に向けた期限というのは延期されましたが、今後とも三重県漁協合併推進協議会による合併推進の活動が円滑に進むよう支援していきたいというふうに考えております。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

これまでの経緯の説明と、漁業者のニーズに応え、中核となるような漁協とするためにも合併は必要で、また、これからそういった取組が円滑に進むように支援していただけてという、そういう御答弁だったと聞かせていただきました。ぜひ、支援やリーダーシップをこれからも発揮していただきたいと思いますようお願い申し上げます、この漁協合併の項を閉じて次へ参りたいと思います。

（2）水産業・漁村振興指針についてというように置かせていただきました。

この今期が始まるころに議論があり、策定していただいたこの指針ですが、その後の漁業を取り巻く環境は変わってきているのではないのでしょうか。この指針について見直しのお考えはあるのか、お聞きします。

また、これから社会減対策が県政の重要な課題となりますが、これは、漁業から見ると後継者対策が重要な課題になるということを意味しています。水産県三重にふさわしい、全国に先駆けた先進的な後継者対策を指針に盛り込んでいただきたい、そのように考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

[橋爪彰男農林水産部長登壇]

○農林水産部長（橋爪彰男） 水産業・漁村振興指針と、特に漁業の後継者の確保と担い手対策等についてということで、まず、担い手対策等のこれまでの取組も含めて少し御答弁させていただきますが、県内の漁村では漁業者の減少が進み、昭和63年に約2万人であった県内の漁業就業者は平成25年には8000人を下回り、漁業後継者の育成が急務となっています。

このため、県では平成24年度から、漁連等系統団体と連携しながら、就業希望者が円滑に就業し、漁村に定着できるよう、漁師塾というものを開設しまして漁協を支援してきたところです。また、三重県農林水産支援センターや漁連と連携し、就業・就職フェアの開催等による就業情報の提供などを実施しています。

さらに、国の事業ですけれども、国において創設されました就業希望者の漁業現場での長期研修を支援する制度の普及、こういうものも活用して就業者の確保に取り組んできたところです。

これらの結果、平成20年度に20人であった新規就業者の数が、平成24年度には45人、平成25年度には48人と増加傾向にありまして、このうち約半数は非漁業者または県外出身者ということでございます。

平成26年度からは新たに、新規就業者の就業直後の不安定な収入や初期投資費用に対する支援に県としてまた新しい対策で取り組んでおりまして、漁連等系統団体、また、水産高校、市町などが参画して組織した三重県漁業担

い手対策協議会というのもつくりました。ここにおきまして、漁業の多様な担い手の確保に向けた効果的な支援策なども検討をしているところでございます。

指針のほうですけれども、県では、10年先の希望ある三重県水産業・漁村の目指す姿を明確にし、漁業者や漁連等系統団体などが連携して取り組む施策と目標を定めました三重県水産業・漁村振興指針を平成24年3月に策定しました。

その後、東北地方における衛生管理型市場の増加であるとか、クロマグロをはじめとする資源管理の強化、飼料価格の高騰、国を挙げた輸出の促進等、漁業を取り巻く情勢は大きく変化をしてくれておりまして、また、漁業者のほうからも指針の見直しを求める声というのが出ていますので、これらのことを踏まえながら、県として今後の対応について検討していきたいというふうに考えています。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 指針については、漁業を取り巻く状況が大きく変化してきておるので、これから対応を検討していきたいと、そういう御答弁だったと思います。もし見直してもらえるとということでしたら、浜の声を聞いて、浜の実態に即した指針になるようにしっかり見直していただきたいと、そのように御要望させていただきます。

担い手対策のほうについてもいろいろ御答弁いただいたんですけども、私の勝手な持論になってしまうかもしれないんですけども、担い手という言葉と後継者という言葉が二つありますよね。担い手という言葉聞いたときに受ける私の印象が、食卓のほうから見た供給してもらっている人たちという感じで、それはどういう人でも、食卓にきちんと供給していただければ、例えば、極端な例ですけど、外国の企業であってもいいような感じもするんですね、それが日本の漁村で。それに比べますと、後継者というと今やってもらっている人と何らかのつながりがあるやってもらっておるというイメージがあって、私からすると、社会減対策というようなことを考えるとき

に、この後継者という言葉が重要な感じがするんです。

例えば、私は残念ながらと申しますか、南伊勢町の生まれじゃないんですね。相賀浦の生まれではないんです。ですが、相賀浦が先祖代々の土地なので温かく迎えていただいて、親戚が漁船に乗せてくれたり、あるいは、傳一さんという方がみえるんですけど、その方はどうやら僕の親方というようなお話があります、そういうふうにタコかごに連れていってくれたり。これは、私が直接の相賀浦の生まれ育ちではないけれども、縁やゆかりがある、そういう関係があるからこういうふうになるんだと思うんですね。

残念ながら私は漁師にはあんまり向いておりませんので、そのまま船に乗せていただいても、なかなか漁師としては一人前にならんとは思うんですけども、もちろん県外の方が定着していただくというのは重要です。重要ですが、そういう縁やゆかりのある方というものをターゲットにしながら後継者をつくっていくという視点もひょっとすると重要なのではないかと。今度、移住相談センターというのをやっていただくようですが、広く情報を発信する、これは重要なことなんですけど、もう少し縁やゆかりのある方にも、ターゲットにして戻ってきたらどうやというお話をすると、例えば漁村なんかでは戻ったり定着したりという率が非常によかったり、あるいはやりやすいのではないかと。本当に、空き家の話なんかもありますけど、私、随分長いこと、親戚のおうちに居候をしておりまして、そういうような形でいろいろまくいく部分があるのではないのかなと思いますので、ぜひ後継者ということで考えていただきたい。もし指針を見直すということであれば、そういうことも念頭に置きながらどこか考えていただけると大変ありがたいと、そのように思います。

御答弁ありがとうございました。

ここまで、1番、2番と大きく来たわけなんですけれども、大きく社会減対策の話の特にここまでしてきた部分があるんですけど、やっぱり地元の人にこうやって地方創生の話とかをすると怒られたりするんですね。今まで俺たちは活性化、活性化っていつてすごい一生懸命やってきたぞと、今、一生懸

命、これ以上何をせいと言うのだと、やっておる俺たちはもう全員60か70歳やぞと、そういうお話もありますので、しっかりと若者が定住して、次の活性化なり営みなりを担えるということが待たなしで、そこが本当の意味で地域をしっかりとこれから紡いでいくということにつながると思っていますので、そういうところに直接つながるような施策を重ねてお願いいたしまして、こままでの大きな2番までを閉じさせていただきたいと思えます。

では、大きな3番、造林についてというようにタイトルを置かせていただきました。

ちょっと素朴な話かもわからんですけど、林業などで山の木を切りますよね。その後、木を植えたり、あるいはそのままにしておいても広葉樹が生えるということで、広葉樹が生えるつもりでおいたような、例えば山があったとしますよね。しかし、最近の鹿が多いとか、そういうようなお話の中で、計画とは違って残念ながらシダ山になってしまった山なんていうのもあると思うんです。どうも地元でお話を聞いておると、海浴いにそういう山が多いのではないかなというようなお話なんか聞いております。そうした山をこのまま放っておいてよいとは思えませんので、こうしたシダ山になったり、あるいは本当にはげ山になっているところというのはそうないと思うんですけど、そういう山をこれからどう手当てするのかということの一つまずお聞きしたい。

二つ目が、これから木質バイオマスというのが非常に本格化してくると思うんですが、これ自体は本当にいいお話だと思って期待もしておるんですが、そうすると、木の生産量を上げていかなければいけないと思うんですね、バイオマスを賄うために。そうするためにはたくさん山の木を切ることになると思うんですけれども、これは私の杞憂で終わればいいんですけども、昔からの世界の歴史なんかを見ておると、木を燃料に使った文明で、うまくその後山を再生できずに砂漠化なりして滅んでしまったという例は結構あると思うんです。なので、これから生産力を上げていくに当たって、こういうシダ山とか、そういうものを増やさないように、しっかり木をどうやって植

えていくんだということは重要な視点だと思うんですけども、どのように取り組むお考えなのかと。

この2点を質問させていただきます。御答弁、よろしくお願いします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 山の荒れている状態と、これから生産量を上げていくために植栽等にどういうふうに取り組むのかということだったと思います。

現在、伐採後に植栽化されてない未植栽などにより森林に再生していない場所というのが県内に約300ヘクタールございまして、その発生理由は大きく二つかと思っています。

一つは、木材価格の低迷により、森林を伐採しても得られる収入が少ないということ、もう1点は、鹿等による被害があり、苗木が食べられてしまうと、こういうことだろうというふうに思っています。

こうした中、本県では戦後の拡大造林期に植栽された人工林が本格的な伐採期を迎えていることから、これまで特に国補造林事業等の活用をしてきたんですが、これに加えて森林所有者の伐採意欲と伐採後の植栽を喚起していくため、平成27年度に低コスト造林推進事業というのを創設したいというふうに思っているところです。

具体的には、森林所有者に対して、通常の植栽密度の半分程度となるヘクタール当たり2000本程度の低密度な植栽と獣害対策への取組強化というのを促していくというものでして、この事業の実施を通して、森林所有者に対して将来的な森林管理経費などの負担軽減を図っていくということ、これによりまして伐採後の苗木の植栽が確実に行われるようにしていきたいというふうに思っています。

また、県では伐採後の杉やヒノキなどの針葉樹による再造林というのが多いんですけども、このほか広葉樹の森林づくりなども進めていく必要があると考えております。割合は低いんですけども、森林環境創造事業等の活用によりまして、針葉樹と広葉樹が混在する森林づくりについても支援をし

ていきたいというふうに考えております。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

低コスト造林推進事業というのをこれから始めていただいて、低密度に植えて、また、獣害対策もしていくと。しかも、広葉樹をまぜていただくこともできるというお話でした。そういう杉、ヒノキ一辺倒ではなくて、広葉樹を含めて更新いただけるというのは、地元からも広葉樹林がもっとあればなという声なんか聞きますので、ありがたいことだと、そのように聞かせていただきました。事前の意見交換なんかでは、杉、ヒノキ以外に、桜やカヤなど、ほかの価値のある木をまぜて、50年後じゃないと収入がないということではなくて、10年後ならこういう収入があるとか、そういうようなことも複合的あるいは多角的に取り組んでいただけるというようなお話も聞いておりましたので、期待させていただきます。

ただ、ちょっと、少し再質問で申しわけないですが、確認させていただきたいんですが、既に今、シダ山になってしまっておるのが300ヘクタールで、原因は、材価が非常に安い中で収入がない、また、鹿というお話でしたが、これをどうしていくんだ、どう手当てしていくんだというところがちょっとわかりにくかったので、済みませんがもう一度よろしくお願いします。

○農林水産部長（橋爪彰男） 先ほどバイオマスと木材の生産量を上げていくということを議員からおっしゃいましたけど、そういう方向の一つとして、今、低コスト造林の部分も、直接は植栽とか獣害対策に対する支援の上乗せのようなことなんですけれども、それを通じましてできるだけ、主伐といいますか、木をたくさん切りながら植栽をしていくという、そういう回転をさせることによって木材がいろいろ市場に回っていくという、そういうサイクルをつくっていかうというような事業です。この事業だけではもちろんできませんので、これまでの既存の事業もあわせながら、また、製材所であったり、間にある原木市場であったり、そういう役割というか、お願いすることも含めまして、林業については、よく緑の循環というんですけど、そういう

部分というのをできるだけ動くようにしていきたいということで、平成27年度から特にそのように取り組んでいきたいなというふうに思っています。

〔19番 村林 聡議員登壇〕

○19番（村林 聡） 既にできた300ヘクタールの手当てという意味では少しわかりにくい部分もあったのかなと思うんですけども、ぜひその部分も、これから放っておくのではなくて、何かしら手当てを、それは多分、一律に何かするというのではなくて、個別具体的に市や町や、あるいは森林組合と話をしていかないと簡単に解決する問題ではないと思いますけれども、ぜひ話をしていきながら、既になってしまった300ヘクタールについても御検討いただければなど、そのように御要望してお願いさせていただきたい、そのように思います。

では、最後の項目、大きな4番、出逢い支援についてというようにタイトルを置かせていただきました。

県は、人口の社会減対策と並ぶ大きな課題である人口の自然減対策の一つとして、出逢い支援についても取り組んでいただいております。

地域の方々のお話を聞きますと、出逢い支援で最も効果があるのは、仲人さんや世話やきさんがたくさんいてもらうということなのではないのかなというような声を聞かせていただきました。

確かに自分の経験からすると、なかなか結婚できずにお見合いパーティーなんかに行っても、そこでどうにかなる人というのは、そもそも自分でどうにかできる人なんじゃないのかなというのをよく感じまして、それで、やっぱりそこで誰か世話をやいてくれるから、また、議場におられる今井議員や今井議員のお父様が、私、実際に世話をやいていただいたもんで、結婚できたという部分があります。本当に、お見合いの後、私、半月もよう相手に連絡しませんでした。連絡せんかったらどうなるのかわかるかというような感じで、なだめたりすかしたりやってくれて、この間、妻が自分の友人の世話をやいておるのを脇で見ておったんですが、非常に電話で小まめに向こうの世話やきさんと連絡をして、連絡がどうやと言っておるわけですね。これぐ

らい裏でやってもろうておるもんで、僕みたいな者でも結婚できたんやなどいうことを強く感じたんですね。

ですので、県は現在取り組んでいただいておりますみえの出逢い支援事業の中で、仲人さんや世話やきさんとしてもどのように考えておられますでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 出逢い支援についてお答えいたします。

昨年実施いたしました県民意識調査におきまして、未婚の方に結婚されていない理由をお聞きしたところ、男女ともに、出逢いが無い、あるいは理想の相手に出逢えていないといった回答が上位となりました。そうしたことから、県といたしましては少子化対策の一環としてみえの出逢い支援事業を実施いたしまして、結婚を希望する人が結婚できる地域社会づくりを目指して本年度から取り組んでいるところでございまして、昨年12月にみえ出逢いサポートセンターを立ち上げたところでございます。

センターでは、県内各地におけます出逢いの場の情報を一元的に集約してホームページに掲載するとともに、結婚を希望される方に直接メールで配信をいたしております。現在、出逢いイベントなどの情報を受け取っていただくメルマガ会員に、2月末現在で354名の方が登録をいただいております。また、企業の中で独身の従業員の皆様にこうした情報を周知していただくサポート企業につきましては54社に登録をいただいております。

一方、出逢い支援、結婚支援で先行しております他府県の状況を見ますと、例えば愛媛県では、出逢いイベントでカップルになられた方に、ボランティアの結婚相談員がその後の交際をフォローしたり、高知県では、結婚を望まれる独身者を応援するボランティアのサポーターを養成されるなど、結婚相談員による独身者への連絡、相談、あるいは引き合わせなどに取り組んでおられる事例が見られます。

結婚相談員は、独身者お一人お一人の希望に沿った支援ができるというこ

とで成果を上げているというふうにお聞きしておりますが、一方では、県内全域での相談員の確保が難しかったり、活動内容に個人差が生じてしまうといった課題についてもお聞きをしているところでございます。

本県といたしましては、当面はオープン間もないセンターの活動を軌道に乗せることに専念したいと思っておりますけれども、こうした他県の事例を踏まえまして、今後、より効果のある結婚支援のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

[19番 村林 聡議員登壇]

○19番（村林 聡） 行く行くは検討していついていただけたらというように聞かせていただきましたので、こういう視点もぜひ取り入れていただきたいなど、また、さらには、各地域地域にこうした仲人さんや世話やきさんがたくさんできるように県でも考えていついていただきたいと、そのように要望いたします。難しいですけども、表彰制度なんかがあってもいいかもしれません。

実は今日が結婚記念日だったと今朝気がついて、帰り、どうしようかなと考えておるところですが、出会い支援の質問をさせていただきました。

では、以上で終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 39番 前田剛志議員。

[39番 前田剛志議員登壇・拍手]

○39番（前田剛志） どうも皆様、改めましておはようございます。一般質問の最終日、2番目として議長のお許しをいただき、久しぶりの一般質問の機会をいただきました。津市選出の新政みえ所属の前田剛志でございます。どうぞよろしく申し上げます。

村林議員は今日、結婚記念日だったんですか。おめでとうございます。

本日は3月3日ということで、ひな祭りの日でございます。私ごとで大変恐縮でございますが、実は私の娘の誕生日でございます、公衆の場をおかりして御報告をさせていただくとともに、実は私も3日後の6日が誕生日でございます、ぜひとも今日は執行部の皆様方へお願いがございまして、プレゼントにつきましては、誠意ある、温かい、真心のこもった答弁を御期待

申し上げます、早々質問に入らせていただきたいと思います。

まず、最初に、命を守る防災・減災対策の充実に向けてお伺いいたします。

三重県新地震・津波対策行動計画が昨年3月に策定されました。この冊子でございます。（現物を示す）東日本大震災を受けた中で、本当に短期間ではございましたが、鋭意取り組みいただき、制定もいただいたところでございます。この行動計画に基づきながら、防災・減災対策が今、三重県として進められておるところでございます。

その中でも、先日の一般質問等々でもございましたが、木造住宅の耐震化促進について、中森議員、中西議員の関連質問も含めて答弁もございましたが、平成25年度末の実績として、耐震診断として3万1696戸、耐震補強設計としては1702戸、補強工事で1938戸ということで、達成率が約85.2%であるという報告がございました。少し確認を含めながら、県の執行部から頂戴をした資料でございますが、（パネルを示す）フォローをさせていただければと思います。見にくい部分についてはお許しをいただきたいと思います。

今お話ししたように、この左側が平成25年度末の内訳でございます。赤の部分が耐震性なし、そして、緑とブルーについては耐震性がありということで、緑の部分が8万3710戸、改修済み含むということで、この中で先ほど報告をさせていただいた1938戸も入っておるところでございます。トータルの数字としては、ここに耐震化率の推計で、85.2%という、これ、あくまで推計値でございます、自分自身、現場を回らせていただいている感じとしてはもう少し低いのではないかなと思っておりますが、この数字しかございませんので、確認もしていきたいと思えます。

そして、右側が、平成27年度末、要するに来年度末の耐震補強に向けた目標であります。耐震化率としては目標90%を目指して、もう既に26年度が終わろうとしておりますが、あと1年間で、みえ県民カビジョン・行動計画の中でも、先ほどお示しした行動計画の中でも、90%を目指した取組が今まさに進められておるところでございます。

そして、大きな課題がここでございます。耐震改修というので、年間約

8500戸の耐震改修を行って、2年間で1万6940戸の耐震改修を行うという計画でございます。残念ながら、平成26年度の実績としては耐震補強工事が152戸だという報告をお聞かせいただいております。さらには、先ほど御報告した1938戸というのが、平成14年から25年にわたる12年間の累積が1938戸であって、単年度に8500戸、耐震補強ができるとは、夢のまた夢、絵に描いた餅のような目標数字ではないかなと思っておりますのでございます。

そこで、1点目は木造住宅の耐震化促進策についてお尋ねをしたいと思っております。

先日の答弁では、耐震診断を受けていただいた方を改修につなげていくために、住宅の訪問やら耐震補強の相談会を行っていくということでしたが、これまでも住宅訪問等々は実施いただいておりますので、そういった結果を踏まえた中で、なぜ耐震改修が進まないのか、現状の原因についてどう把握してみえるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それとともに、何か新たな改善施策があるのであれば、あわせてお聞かせもいただきたいと思っております。

私自身から3点の促進策について、少し他県の例も含めながら提案もさせていただきます、御見解もお聞かせいただければと思っております。

まず、1点目は、三重県が実施いただいております平成25年度の防災に関する県民意識調査報告書がここにあります。（現物を示す）調査結果によりますと、耐震補強をされない主な理由として、補強工事に多額の費用がかかるからということで、数字の内訳は別にしまして66.3%の方がそういった回答を寄せていただいております。そして。

〔「それをのけやんと」と呼ぶ者あり〕

○39番（前田剛志） 失礼しました。

そして、耐震補強をしない方の中で、一部のみの補強工事で、費用が安価であれば実施したいという方が、補強しないという方の中で71.4%の方がアンケートに答えていただいております。

このことからおわかりいただけるように、全部補強であれば費用が大きくなりますので、なかなか改修に着手していただけないというのが大きな理由だと思われまます。

そういったことから、居間なり寝室なり、一部の補強に対して、費用が安価であれば多くの方が実施できるのではないかという思いを持ってみえますので、他県でも既に多く取り入れられておりますが、一部の耐震補強への実施に対して補助制度の拡大を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目。国におきましては、再度景気対策の一環として、住宅エコポイントが1年間復活されることが決定をし、取組がスタートされたところでございます。その中で、耐震改修においても最大45万円が補助されるという部分がございますので、そういった部分も少しお調べもいただきながら、積極的にPRをしていってはどうかと思ひます。

そして、3点目、これは名古屋市のなかなかいい事例だなと思ひましたので、少し紹介をさせていただきたいと思ひます。

またパネルを置き忘れるといかんですが、（パネルを示す）これは、名古屋市がオリジナルで予測を立てながら、地震災害危険度評価というリスクのマップを全市的に掲げたものであります。既にホームページで掲げられておるんですが、これにつきましては、ここに小ちやく出しておるんですが、建物倒壊の危険性という予想図であります。たまたま千種区が1番でしたので千種区を例にしながらピックアップさせていただきましたが、この色分けしていただいておりますというのが、その右端にありますように、確率として表示がされておる部分であります。そういった、自分の住んでいるところ、あるいは勤務しているところの倒壊の危険性の確率がどうであるかというのがこういう色分けでわかるというものでございます。

さらには、（パネルを示す）これは火災延焼の危険性を、同じく色分けで軒数なり確率を表示した部分であります。こういった形でリスクの部分を見えるようにしていくというのも一番、防災意識が非常に低下してきておる中で大事な部分ではないかなと思ひています。

もう一度、（現物を示す）防災に関する県民意識調査報告書に戻りますが、こちらでもアンケート結果が出ております。防災意識の変化について、知事は防災の日常化等々、昨年度はかなり力を入れて訴えてみえましたが、今年はちょっと静かでございますが、調査結果によると、東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあるというのが、全県の中で45%の方の状況でございます。

先ほど示させていただいたように、三重県としても被害想定を出しているわけでありますので、より身近に感じていただけるような、より自分自身のものとして感じていただけるような、より見える化を図ることによって、防災意識が高められないか、そのことによって自助への取組につながっていくのではないかと思いますので、その点についてもお聞かせもいただきたいと思っております。

次に、2点目につきましては、大規模建築物の耐震対策の充実についてお尋ねしたいと思います。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、不特定多数の者が利用する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断と耐震改修を、大規模建築物耐震対策促進事業にて取り組んでいただいておりますが、これまでの進捗状況と今後の見込みについて、まずはお聞かせをいただきたいと思っております。

また、大規模建築物の耐震改修の補助対象においては、災害時に避難所として活用される建築物及び災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物、病院とか小学校、老人ホーム等と、三重県としてはされておるところであります。しかしながら、要緊急安全確認大規模建築物に規定されながら、耐震診断は補助が出るんですが、補強は補助が出ないという、対象になっていない百貨店とかその他物品販売業を営む店舗については、不特定多数の方が日常的に利用する建築物でありながら、耐震改修を促進することが困難な状況となっております。

このことから、ぜひとも県民の安全につながる施策であるならば、そう

いった建築物についても当該補助金の対象となるように補助要件の拡充をすべきと考えますが、あわせて御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

御答弁をよろしくお願ひいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** それでは、まず、木造住宅の耐震化について答弁させていただきます。

住宅の耐震化率につきましては、平成19年3月に策定しました三重県耐震改修促進計画におきまして、平成18年1月に国土交通省より出されました建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく基本方針、この方針のもとに、27年度末の目標を90%としているところでございます。本県における平成25年度末の実績は、御紹介いただきましたように85.2%となっており、目標達成は非常に厳しい状況でございます。

本県では、平成14年度から、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されました木造住宅を対象に、市町と連携しまして、耐震化率の向上の呼び水となるということで、全て県で補助して耐震化ということではなくて、呼び水という目的のもとに、木造住宅の診断、設計、改修に対する補助制度を設け、耐震化を促進してまいりました。耐震補強の促進のため、平成23年度からは対象者の年齢や所得要件を撤廃するとともに、同年6月からは工事と同時に行う住宅リフォーム補助制度を創設するなどしてきたところでございます。

しかしながら、耐震化率の向上に大きく影響するのは住宅の新築ということであり、近年の新築住宅着工戸数の減少が、耐震化率が伸び悩む大きな原因であると考えております。

また、平成25年度の、議員御紹介の防災に関する県民意識調査報告書では、耐震補強をしない理由として、補強工事に多額な費用がかかるからと、耐震化しても大地震による被害は避けられないと思うからというアンケート結果があるなど、東日本大震災から4年が経過し、県民の危機意識が薄れつつあることも、耐震化が進まない要因の一つであると考えております。

このような中、市町と連携し、団地訪問や相談会を開催するなど、耐震診

断を済まされた方をはじめとする県民の皆さんに対して直接耐震補強を働きかける取組を強化したところでございます。

次に、議員御提案の、一部というか、部分的な耐震補強につきましては、数県、福井県、島根県、福島県等において補助制度を設けていることは承知しています。しかしながら、家屋全体の耐震化にはならず、今目標としています耐震化率の向上につながらない、こういう面もあります。そういうものの、県民の安全・安心の確保につながるということもあり、国へは、その部分改修をいかに評価するかとか、耐震化率にどうなるかというような基準、この確立に向けた働きかけを今やっております。今後ともこういう働きを行っていきたいということと、来年度予定しております新たな三重県耐震改修計画の策定過程におきまして、国や他県の動向等も注視し、研究してまいりたいと思っております。

それと、今年新たに制度化されました国の省エネ住宅ポイント制度、いわゆる住宅エコポイントでございますが、これは耐震補強工事にも活用できるということで、あわせてPRして耐震化率の向上につなげてまいりたいと考えております。

それと、本県には、名古屋市が公表しているような地域災害危険度評価図、御紹介いただきましたが、はありませんが、南海トラフ地震を想定しました、市町ごとに、震度分布予測図や建物被害想定、このようなものがあるということですから、市町とこれを活用した啓発活動、このようなことについて検討して活用してまいりたいと考えております。

今後もし引き続き、このような取組を進めることにより、住宅の耐震化促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、大規模建築物の耐震化についての答弁でございますが、平成25年11月に改正されました耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられました、ホテル、百貨店及び病院などの不特定多数が利用する大規模建築物につきまして、県は法施行後直ちに、平成25年度12月補正予算において、まずは耐震診断補助制度を創設したところでございます。

また、大規模建築物の耐震改修については、1棟当たりの耐震改修費用が多額になるということから、義務化対象建築物のうち、ホテルなど災害時に避難所として活用される建築物及び病院など避難弱者が利用する建築物を対象として、平成26年度当初予算において補助制度を創設しており、耐震診断とあわせて市町と連携し、耐震化の促進に取り組んでいるところでございます。

その近年の進捗状況ですが、耐震診断につきましては、平成26年度当初、補助対象建築物を24棟と見込んでおりましたが、詳細な調査の結果、補助対象が11棟ということになっております。平成26年度には7棟、平成27年度には4棟を補助することで、全ての対象建築物の耐震診断を完了させる予定としているところでございます。

次に、耐震改修につきましては、平成26年度当初、補助対象建築物を15棟と見込んでおりましたが、これも耐震診断と同様に、補助対象が8棟となっております。平成26年度に1棟、そして、平成27、28年度に7棟を補助することで、全ての対象建築物の耐震改修を完了させるよう、建物の所有者に対して市町とともに、早期の耐震化を働きかけていきます。

次に、百貨店などの物販施設等につきまして、耐震診断においては補助対象となっておりますものの、耐震改修においては被災後の避難者を一定の期間受け入れる避難所として市町と協定を締結していただくということがあれば、補助対象としているところでございます。

今後も引き続き、対象建築物の補助制度の活用について、市町と連携し、建築物所有者へ積極的に働きかけていきたいと考えております。

〔39番 前田剛志議員登壇〕

○39番（前田剛志） 一通りの御答弁ありがとうございました。数点確認もしながら議論をさせていただければと思います。

まず、1点目の進まない理由については、アンケート、意識調査も含めながら、共通なのかな、違いは、そこから先が一步踏み出せていないのかな、従来の訪問なり相談会なりという部分の中で、何か県として踏み出す必要が、

目標達成が非常に厳しいという認識をお持ちいただいているんですが、じゃ、それを達成するためにどうするんだというところが見えてこないのかな、もうおのずと来年1年間で諦めているというふうに思われます。

その中で、一部補強については国へも見直しも呼びかけていただいておりますということですが、それならば、まず、県民の生命を守るために、少しでもアンケート調査結果からも改善が図られそうだとこの部分があるのであれば、そういったところは先行しながら一歩前へ踏み出すというのが、最終年度の、来年度の目標数値にはつながらない部分もあろうかと思いますが、大事な部分ではないかなと思いますが、その点、まずお聞かせいただけますか。

○**県土整備部長（土井英尚）**　そういうことで、県民の安全・安心を守るといふ点で効果があるということではあるんです。そういうものにつきましては、防災対策のほうでシェルターというような補助も、これは一定やっております。そういう意味で、現時点におきましては、今の木造住宅の耐震化については次期の新しい計画において、有識者も入れた中でひとつ議論をして、そういうことについては研究していきたいと考えておる次第でございます。

〔39番 前田剛志議員登壇〕

○**39番（前田剛志）**　耐震シェルターなんかは少し補助対象も違いますし、全ての方にある程度耐震シェルターを出していくという部分であるならば、またそれも一つの考え方だと思います。

だから、そのトータルの中でいかに、県民の皆さんの、阪神・淡路大震災、20年前を踏まえた中で、多くの方が建物の倒壊で圧死され、あるいはその後の延焼で亡くなられたというのが大きな教訓でもあろうかと思っておりますので、避難も大事なんです、避難していただくためにはやはり自助で、自分自身の家で、もしくは勤務いただいておりますの中で、自分自身の生命、体を守っていただく、それが第一義ではないのかな。その上で自助、共助、公助のステップに移行していくんだと思われまますので、ぜひともその点については、何か一歩踏み出せるようなアクションを、次年度の、よく知事も使って

みえますが、目標必達に向けた予算編成だという言葉も使われてみえます、そういった意味も含めて、非常に難しい部分ではあるんですが、知事の思いがもしあればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 目標達成が厳しい状況ということについては我々も重く受けとめながら、どういう方策でその目標に近づけていくのかということについては議員の御指摘などを踏まえて今後研究していきたいと思います。

〔39番 前田剛志議員登壇〕

○39番（前田剛志） ありがとうございます。前向きに捉えさせていただきたいと思います。

それと、もう1点、知事にお聞かせいただきたいのが名古屋市の例なんですよね。被害想定を、建物リスク、あるいは延焼リスク、そして、今日示していなかったのが、避難路として塞がるリスクというのを、いろいろ地域別に被害想定をしながら表示をしている。

やはりこのことは、防災の日常化も少し薄れてきて、余り知事の言葉からも聞こえなくなってきた中で、県民意識とともに知事の意識も薄れていくのかな、来年度予算編成を見る中でも、住宅の耐震補強というのが項目からも見えなくなっている、このことはいかかなものなのかなど。風化をさせないためにどうしていけばいいのか、その点について、名古屋市の事例も含めながら、知事の御所見がございましたらお聞かせいただけたらと思います。

○知事（鈴木英敬） この名古屋市の部分につきましてはどうか、今回、また今度常任委員会でも示させていただきますけれども、三重県新風水害対策行動計画の中で、その後ろに付録で、県だけでなく市町も含めて様々な防災のマップであるとか、ハザードの状況であるとか、そういうのを示したのを一斉リストとして挙げています。そういうものを活用していただきながら、御自身でそれぞれが一番活用しやすいものを活用していただくという中で、そこで情報が、仮に名古屋市のものなんかも研究させていただいて、不足しているならそれに何か追加するような情報なども考えたらいいと思います。

ど、まず、既存の様々なツールを県民の皆さんに知っていただくということが重要であると思っています。

それから、防災の日常化ということを私が言わないんじゃないかということについては、御質問のようにたくさん言っていただければたくさん言わせていただきたいと思っておりますし、今回、三重県新風水害対策行動計画や三重県石油コンビナート等防災計画を策定しているところでありますので、議員と接するところで申し上げていないかもしれませんが、しっかりと意識を持っておりますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

〔39番 前田剛志議員登壇〕

○39番（前田剛志） 私とということではなくて、できれば県民の皆さんに情報発信をいただく、そのことを知事に、東日本大震災、阪神・淡路大震災の本当に痛ましい教訓を風化させない、数字で出ているようにかなり意識がもう低下してきているような状況だと思われ、ぜひともそういったことも意識をいただきながら、これから知事自身が風化させないという思いを持っていただいて、お取組もいただければと思います。

それと、最後に、もう時間がないので要望しておきます。大規模建築物の耐震補強ですが、一定の基準は理解をします。ただ、数が非常に少ない中で、耐震診断だけ補助して公表しなきゃいけない、耐震診断は自力でやりなさいよというのは、少し冷たいような気がします。軒数的にも非常に少ないと認識しておりますので、先ほどの数字も含めながら、ぜひともまた財政事情も含めながら検討もいただければと思いますので、拡大に向けて御要望を申し上げます。

それでは、2項目めに移らせていただきます。

2項目めにつきましては、第76回国民体育大会の準備に向けた取組についてお伺いをしたいと思います。

平成33年の本県での国民体育大会の開催に向け、準備委員会を設立され、開催準備に向けて鋭意取り組んでいただいております。昭和50年に開催されたみえ国体以来、46年ぶりの国民体育大会の開催でありまして、

県民にとって期待が高まっているところでもあります。

各正式競技会場につきましても、いろいろと市町との調整も含めながら第3次選定まで御努力いただいてきたところでありまして、17市町27競技が選定されてきたところでございます。会場地市町選定基本方針におきましては、全市町において1競技以上開催することを原則として定められており、まだ現在のところ9市町が未選定の状況でもあります。

正式競技として、残る11競技の会場地市町の選定が今年度末に向けて努力していただいておりますとお聞きしておりますが、現在の調整状況と選定見込みについてお伺いしたいと思います。

また、今年度末に選定困難な競技があるのであれば、課題と対応方法について、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 国体の会場地選定の取組状況と未選定競技に係ります今後の対応について御答弁いたします。

平成33年に本県で開催をされます第76回国民体育大会の会場地選定につきましては、ただいま御紹介いただきましたように、現在第3次選定までに、正式競技が17市町27競技、公開競技は2市町2競技が選定されております。

一方で、未選定競技は、正式競技が11競技、特別競技1競技、公開競技3競技となっております。

このため、国体準備委員会事務局では未選定の競技につきまして、市町や県競技団体をはじめ、施設管理者などの関係者の方々と協議をしながら、調整を進めているところでございます。3月18日には国体準備委員会の常任委員会を開催し、会場地市町第4次選定案を提案することとしておりますので、委員会開催までの期限が迫っていますけれども、全競技の選定を目指して全ての関係者の方々の合意をいただけるよう取り組んでいるところでございます。

このような調整作業に取り組む中で課題となりますのはやはり、競技会開催に伴う会場地市町や競技団体への様々な負担であります。とりわけ会場施

設の整備や改修を行わなければならない場合は、一定の財政負担を伴うこともありまして、市町にとっては会場地検討をためらわせる要因にもなっております。こうしたことから県では、施設基準に対応するなど必要不可欠な施設改修などにつきましては、昨年の8月に一定の補助制度を設け、市町の会場地検討を促してきたところでございます。

また、会場地の検討に当たっては、会場施設以外にも、市町にあつては、練習会場や膨大な競技用具の調達など、また、競技団体にあつては、数百人規模となる競技役員の養成など、様々な課題もあります。こうした課題についても今後、市町、競技団体の意向や考え方などを十分お聞きし、創意工夫をお願いしながら、現実的、合理的な対応方策を提案するなどによりまして御理解をいただけるよう、関係者との調整に引き続き努力をしまいたいと考えております。

〔39番 前田剛志議員登壇〕

○39番（前田剛志） 3月18日の常任委員会に向けて、全競技を選定すると、そういう意気込みでお取組をいただくということでございますので、ぜひとも3月18日に向けて鋭意御努力をいただきたいと思ひます。

私からは1点だけ御要望をさせていただきたいと思ひます。

少しローカルで恐縮でございますが、津市にヨットハーバーという施設がございまして、昭和50年のみえ国体の中で日本船舶振興会と県と津市が共同で整備をされた施設でございます。非常に、もうウン十年がたつておるわけでございますので、老朽化が進んでおりますとともに、また本会場でセーリング競技を選定いただければとは思ひますが、何分現在係留されている船舶の移動も含めながら、多くの課題があるような状況でございます。県としての財政というのも非常に厳しい中ではありますが、設立趣旨等を含めながら、伊勢湾海洋スポーツセンターにおいては自己財源についても積み立てもしておりますし、日本財団への助成事業の活用についても調整しておるところであります。

ただ、財団の事業調整、助成をいただこうと思つと、県及び市の補助も必

要となってまいりますので、ぜひとも創設当初の経緯等を踏まえながら、県としても施設整備、あるいは、セーリング競技の会場地選定となるならば、そういった課題の整理に向けて積極的に御支援いただきますことを御要望申し上げます。

では、次に、3項目めに移らせていただきます。

3項目めは、松阪牛ブランドの海外輸出支援策の強化についてお尋ねしたいと思います。

農林水産省が先ほど発表した2014年の農林水産物、食品の輸出額が前年比11.1%増の6117億円となり、過去最高の実績を記録したところであります。主な輸出先につきましては、香港が1343億円、米国が932億円、台湾の837億円であります。品目別で見えますと、米が前年比38.6%増の14億円、和牛が人気の牛肉においては41.6%増の82億円であります。政府におかれては成長戦略で2020年に輸出1兆円を掲げており、県としても農林水産物の海外輸出促進に向けて積極的に取組を展開していただいております。

特に和牛におきましては、昨夏の伊賀牛のシアトルでのプロモーションや、今年の松阪牛のオランダでのプロモーションを実施いただいております。いみじくも本日は、シアトルからバイヤーの方2人を招聘して、今この時間ですと名張市内の生産者直営レストランを視察していただいております。また、週末にはオランダからバイヤーの方2人を招聘して、松阪市内の生産農場等を視察いただく予定であります。

積極的な取組に期待もするところでありますが、一方、屠畜場を見ますと、松阪の食肉処理場におきましては老朽化が非常に進んでおり、一方で、海外への輸出として求められる衛生基準を満たしていないというのが現状でございます。

少し、外の写真しか撮れませんでした、(パネルを示す) 写真を撮ってきたのを御披露させていただきたいと思っております。見た目は余りわかりにくいかわからないんですが、非常にコンクリートの上にさびが浮いておるとい

状況でございます、建物の中に至っても40年近く、築後たっておるという状況でございますので、かなりの老朽化が進んでおる状況でございます。

さらには、（パネルを示す）さっきのは正面でございますが、側面に至っては、これはまたさびの著しいところを映写してきましたので極端かもわかりませんが、40年経過するとこれぐらい傷んでくるということでございまして、維持管理を含めながら日ごろのメンテナンスに、現地の方も大変、故障も含めながら御苦勞をいただいておりますという声も聞かせていただいたところでございます。

その状況の中で、一旦奥野副議長が始末しろということで、私は始末したのですが、（現物を示す）三谷代表がお持ちいただいておりましたので、先ほどお借りしました。久しぶりの登場でございます。「すごいやんか、三重」、知事の未来展望みえの会の政策集でございます。これを使わせていただくのは今日が最後だと私は思っておりますので、ぜひとも前向きに御回答もいただければと思います。

知事の4年前の選挙公約の中で、7ページ目の5番目、「三重県を世界中・日本中にPR～『ブランド力』をトップ10に」という項がございます。覚えていただいておりますと思います。その中で、「松阪牛や伊勢茶など地場産品をアジアの富裕層に向けた世界展開。松阪牛の世界展開を行うための施設整備（滋賀県や岐阜県は既に取り組んでいる）。」ということを明記され、選挙戦のときに、4年前に県民の方にお約束をされた内容でございます。ぜひともこのことも踏まえ、老朽化し、かなり現地として日常の運営にも苦勞いただいております、さらには、将来的には松阪牛を、さらには伊賀牛も含めながら、世界に情報発信を、情報発信というより輸出発信をしていくチャンスでもあろうかと思っております。知事に、松阪食肉センターの老朽化の改善と、海外輸出に向けた、機能充実に向けた施設改善への前向きな御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 松阪食肉公社の食肉処理施設の整備について御質問いた

いただきました。

我が国が本格的な人口減少社会を迎え、今後、国内の食料消費が減少していくことなどが予想される一方で、海外に目を向ければ、和食のユネスコ無形文化遺産登録なども契機として、日本の農林水産物や食品の強みを生かせる市場が広がっております。私は、こうした新たな食のマーケットを強く意識しながら、松阪牛や伊賀牛など、本県が誇るブランド牛肉の海外販路開拓も含めて、本県畜産業の成長産業化に取り組むことが重要であると考えております。

また、先ほど御紹介いただいたものの中に書いてある松阪牛の世界展開を行うための施設整備につきましても、財政面での負担や関係者の合意形成など、実現に向けての課題はあるものの、整備が必要であるという私の思いには変わりはありません。

私も会長を拝命しております株式会社松阪食肉公社におきましては、平成24年度に施設整備等検討委員会行政部会を設置し、県の担当課長もメンバーとして参画させていただいて、輸出対応を含めた食肉処理施設の整備に係る議論が行われ、この結果、現有施設の使用可能年数を調査した上で検討を行うべきとの報告書が取締役会に提出されました。

さらに、同公社ではこの報告書を受け、平成25年度に施設の使用可能年数調査を実施したところであり、建物本体は、今後30年間は継続使用が可能であるとされています。

一方、議員も御指摘のように、将来的には施設の老朽化が進み、新たな施設整備が必要となることが不可避であることから、昨年4月以降、同公社の施設整備等検討委員会行政部会において、将来の公社経営に及ぼす影響や牛肉輸出への対応も視野に置きながら、施設整備の検討を進めています。

また、食肉処理施設の整備に係る現行の国の補助事業の採択基準が比較的規模の大きな施設を想定していることから、昨年5月、私と松阪市長とが一緒になって、高級ブランド牛肉産地の実情を踏まえて、同公社の現状規模でも支援の対象となるよう、国への要請活動を行ったところであります。

今後さらに具体的な施設整備の検討を進めていくためには、出資者である関係市町、J A、関連事業者から成る同公社の取締役会での議論や総会での議決が必要であり、県としましては関係市町等と十分に連携しながら、経営の改善及び安定を基本としつつ、必要な施設整備について様々な選択肢、手法を検討しながら議論をさらに進めてまいりたいと考えております。

〔39番 前田剛志議員登壇〕

○39番（前田剛志） とても前向きな御答弁をいただきまして、そこまで答えていただけたとは思っておりませんでしたので、いろいろネタをしまいながら、仕込みながら聞かせていただこうと思っておったんですが、まさにそのとおりだと思っております。

建物の老朽化というのは非常に顕著でございまして、建てかえ等々が不可避であります。それならば、知事も御指摘いただいたように、どうやって国の補助ももらいながら、あるいは関係者の方の協力もいただきながらやっていけるか、そのことが次のステップだと思うんです。まず、知事として、やるという、やりたいという意味表示は明確にさせていただいておりますので、このことは高く評価もしたいと思いますし、じゃ、次は、財政的な部分も含めながら、運営的な部分も含めながら、課題がたくさんあるというのも十二分に承知しております。それならば、いろんなケースを想定しながら、もう既に検討に入っていたいただいておりますのではないかと思います。財政的な費用対効果、あるいは運営的な手法を含めて、より具体的に検討を進めて、早期に私は進めていかないことには、輸出産業のT P Pの動きもありますが、輸出産業の動きに乗り遅れてしまつては元も子もない、今の早いタイミングでこれを実現しないことには、大きな国の流れに三重県として乗り遅れてしまうのではないのかなと。

やはり海外輸出できる屠畜場がなければ、それだけ他県と比べてハンデを背負った中での地域間競争という形にもなるかと思っておりますので、時期をお聞かせいただくのは非常に酷かもわかりませんが、私は早急に、来年度中には方向性も見きわめ、こうやってこの課題を解決してやっていくんだという

ことをお示しいただきたいと思っておりますが、知事の御所見がございましたらお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 先ほど議員に御指摘いただきましたように、財政負担や、あるいはたくさんの市町の出資者の方々もたくさんおられるなどの非常に様々な課題がございますので、ここで時期について私が明示するということは差し控えさせていただきたいと思っておりますが、おっしゃっていただきましたように、全体の地合いというんですか、そういうのも大事だと思いますので、先ほど様々な手法と申し上げましたけれども、いろんな時代の流れもしっかり意識しながら、また、例えば施設整備だけじゃなくて、定義を変更することでできる可能性とかもあったりしますので、そういう様々な手法を考えながら、おっしゃっていただいたような全体の時流に乗り遅れないようなことはしっかり留意して議論を進めていきたいと考えております。

〔39番 前田剛志議員登壇〕

○39番（前田剛志） 残念ながら時期については明確にお答えいただけませんが、当然多くの調整をしていかなければいけないというのは認識しておりますので、気持ちだけお伝え申したいと思っております。タイミングを逸してしまつたら、せっかく投資したとしても、無駄とは言えないですが、今、早くに投資することによってその投資が倍になる、そういうチャンスのタイミングだと思っておりますので、このチャンスのタイミングをぜひとも逸していただかないように、来年度の早い時期に方向性もお示しをいただき、そして、また、ソフト的な関係者の調整、国との調整も含めながら、早急に前向きな御検討をいただきますことを強く御要望申し上げ、次の項に移らせていただきたいと思っております。

最後に、介護報酬改定への対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

厚生労働省におきましては、来年度からの3年間の介護報酬の改定率を全体で2.27%減とし、訪問介護など在宅支援に手厚く配分され、さらに、人手不足の解消に向け、職員の賃金が1人当たり平均月1万2000円程度上がるよう、処遇改善加算を拡充する改定案を決定されたところであります。

交渉の経過の中で、昨年10月に開催された財政制度等審議会におきましては財務省から、特別養護老人ホームの平均収支差が8%程度と中小企業の2.2%に比べ非常に高いという指摘や、内部留保金も1施設当たり平均約3億2000万円程度あるという試算を示され、利益を上げている福祉法人に対して引き下げを求めているところでもあります。

一方、厚生労働省におきましては介護サービスの充実を求めて、人材不足の確保を含めながら引き上げを主張してきたところではありますが、結果として先ほど御案内のとおり2.27%の引き下げという形で決定されたところでもあります。

全国老人福祉施設協議会におかれては記者会見の場で、今回の改定で特養の1施設当たり平均で約1500万円の減収となると試算されておるところであります。半数近くの施設が赤字になるのではないかと、そういったことが試算されたという報道がございました。自分自身も多くの福祉施設を回らせていただく中で、改正に対する御意見をお聞かせいただいております。多くの施設の運営の方が、現状の運営の中でも非常に、職員の人材確保を含めながら、ぎりぎりの状態で大変運営に苦慮しておるといった声を多く聞かせていただきました。

また、内部留保金についても一部調べさせていただきましたが、多くの福祉法人の中で抱えてみえるところもございます。だけれども、その内部留保金としましても、建物の維持管理や、将来建てかえをしなければいけないという部分の中で、積立金等々必要な部分であり、余裕のある預金ではないという声を多く聞かせていただいたところでもあります。

さらには、介護職員の処遇改善におきましても、介護職員のための賃金補填でございますので、それ以外の事務の方、あるいは食事関係に携わる方、ドクターの方を含めながら、それ相当の賃上げが必要になってこようかという部分の中で、施設においては持ち出しが必要になってくるという等々の厳しい内容の声ばかりでございました。

在宅介護に向けた切りかえという部分では歓迎する声もございましたが、

総じて言うならば今回の改正に対して非常に不安視しておるとい現場の声でございました。ぜひとも今回の改定内容として、自分自身も、大丈夫のかな、非常に不安を持っておるところでもあります。東京都等々においては、当然今の介護保険だけでは足りませんので、東京都等が大きな負担もしておるといのも現実でもございますし、そういった状況の中で、三重県としての社会福祉法人の実態、あるいは、今回の改正内容等を含めながら、三重県としてどう受けとめいただいておりますのか、また、三重県として何か対応していただくことがあるのであれば、あわせてお聞かせもいただきたいと思ます。よろしくお願します。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 介護報酬引き下げについて県がどう考えているのか、また、今後どう対応していくのかというお尋ねに対してお答えさせていただきます。

平成27年度の介護報酬改定率は、御紹介いただきましたが改めて申し上げますと、地域包括ケアの推進、物価の動向、介護事業者の経営状況等を踏まえ、全体として2.27%の減となります。このことにより、利用者にとっては、保険料の上げ幅が抑えられることとなります。

一方、介護職員の処遇改善、介護サービスの充実についてはそれぞれプラス改定となっており、要介護度3以上の中重度の要介護者や認知症高齢者向けのサービスに加算されることにより、サービス提供がより受けやすくなると考えております。

また、介護職員の処遇改善として、1人当たり平均月額約1万2000円の増額が行われるよう加算が拡充されたことにより、介護人材の確保にもつながるものと考えております。

県といたしましては、今回の介護報酬の改定について、その趣旨や内容が十分理解されるよう、県内約3000の事業所を対象に今月説明会を実施するとともに、市町等の保険者に対して情報提供を行い、利用者に対し適切な介護サービスが提供されるよう支援をしてまいります。

[39番 前田剛志議員登壇]

○39番（前田剛志） 余り時間がありませんので要望だけ申し上げたいと思います。

これから説明会も実施されるということですので、ぜひとも現場の声を把握いただきたいと思います。

それと、監査等々でもいろいろと調べていただいておりますが、なかなか法人の本部会計を含みながら、調べにくいと言ったら変ですが、内訳としてわかりにくい部分もあろうかと思えます。厚生労働省におきましては、社会福祉法人の見直し法案を今国会に提出されながら、透明性の向上を含めて改正されていくという動きもございますので、ぜひとも三重県の福祉施設の実態を少し注視していただきながらフォローをいただきたいなと思っております。

特に内部留保金なんかでも、必要なものと余裕のあるもの、そこを十二分に見きわめていただいて、必要なものは必要なものではっきりと、修繕費だ、積立金だということで、別にした整理をいただければと思います。その中で余分なものがあるとすれば、それは当然のごとく人件費に回したりサービスに回したりという部分の指導をどんどんしていただければと思っております。

そういったフォローをしばらく、安定するまで大事な期間になろうかと思っておりますので、十分実施いただき、そして、課題があるならば国に対しても要望も上げていただきたいと思いますし、県としてできることがあれば対応もいただければと思います。

時間が参りましたので質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する質問を継続いたします。44番 岩田隆嘉議員。

〔44番 岩田隆嘉議員登壇・拍手〕

○44番（岩田隆嘉） 議長のお許しをいただきました、伊賀市選出の岩田でございます。

今まで振り返りますと、平成13年10月にこの演壇に登壇をさせていただきましたから13年6カ月、皆さん方にいろいろお世話になりました。今回が最終の登壇であり、質問となろうかなというふうに思っております。

そこで、今振り返りまして、当初この演壇に立たせていただいたときに申した言葉がございます。私、もともと農業出身でありますので、野育ちで土においのする議員としてということで申させていただいたことを記憶いたしております。

それでは、しばらく私が農業に携わった経緯等々を申させていただきますながら質問に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

実は私、昭和34年に農業高校を卒業いたしまして、家が農家でありましたので農業に携わるということで、当時はまだ食料の増産が叫ばれておりました。そんな中、土づくりを中心として営農に励んできたわけですが、しばらくたって、昭和43年ごろから機械化が進んでまいりましたので、当時、第1次農業構造改善事業ということに取り組んでまいりました。

そうなりますと、農業に対する手間が余ってまいりますので、近代化施設

ということで、多角的経営というような言葉が叫ばれた当時でありまして、農業の中でも伊賀地域、畜産ということがありましたので、肉牛経営と相まって多角経営に取り組んでまいりました。

当時はやはり、1万ドル経営だとか、あるいは8桁農業を目指してという言葉がはやっておりましたので、私もそんなことを目指しながら肉牛生産の多頭化に取り組んだわけでございます。折しも昭和49年ごろだったと記憶をいたしておりますが、県営の畜産経営環境整備事業なるものが行われておりまして、こういったことにも参画をしながら肉牛の多頭経営に取り組んでまいったところであります。

いろいろ考えてみますと、農林水産省は猫の目農政とよく言われておりましたが、こんなことを、私、農業一筋で生きてきて、その場に立って振り返ってみますと、私は農林水産省の施策に対しては忠実に従ってきた結果、農林水産省に対しては全く優等生であったものの、家に帰れば、はやっておりました3K農業と言われる言葉、きつい、汚い、そして苦しいと言われる劣等生でもありました。

こんな中、いろいろと私も地域の方々と一緒になってやってきたのでありますが、私は、伊賀の農業は米、肉、酒の3点セットでとよく申しておりましたが、地域の皆さん方の努力によりまして、米については、恐らく平成10年ごろだったと思っておりますが、大阪市場でもって伊賀のコシヒカリが特別上場をされておまして、今では全国の米の食味ランキングで4カ年連続で特Aにランクをされるということになっておりますし、また、伊賀牛については、県の御支援を得て昨年8月に輸出も試みながら、昨日から今日、明日と米国からもバイヤーの皆さん方が訪れ、将来に期待の持てる産業になっていくのかなと、そんな可能性があるようにも思っております。

また、酒については、県内の酒蔵へ例の山田錦を5000俵、伊賀で一手に引き受け生産するとともに、県農業研究所で開発をされました神の穂という品種を、今回は転作対応品種として増産され、日本食ブーム、あるいは乾杯条例と相まって、大変好評を得ているというようなことでございます。

こうした中、鈴木知事は、農地転用許可権限の地方への移譲を実現させたほか、三重県の強みである食に着眼した地域再生計画や特区提案、さらには海外への積極的な展開を図られるなど、農業に関してこれまでにない、新しい取組を次々と打ち出されておられます。

こうした動きに対して高く評価をいたしたいと思いますが、もうかる農業、攻めの農業、若者に引き継ぐ農業を目指す知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農業に対する私の思いということでございます。

その前に、初めにということでございまして、岩田議員におかれましては平成13年に三重県議会議員に当選され、伊賀牛や伊賀米の振興、獣害対策などの農政をはじめ、多くの県施策に対して現場感覚に基づいた御提案を賜るとともに、平成20年には副議長の重責を務められるなど、4期にわたり県政の発展に御尽力をいただきました。また、県議会議員になられる以前には、地域の農業をリードする指導農業士を長くお引き受けいただき、多くの農業後継者の育成などに功績を残していただきました。

昨年8月の米国シアトル市での伊賀牛輸出プロモーションの際には伊賀産肉牛生産振興協議会の顧問として参加をしていただき、伊賀牛の魅力を余すところなく、愛情を込めて熱心にPRなさっていたことが印象に残っております。

現在、米国への伊賀牛輸出の道が開かれようとする状況となり、岩田議員のこれまでの献身的な活動に心から感謝申し上げます。

さて、私の農業に対する思いでございますけれども、農業は、農産物価格の低迷、生産者の高齢化など、厳しい状況にありますけれども、安全で安心な農産物の安定供給をはじめ、多面的機能の維持など、様々な役割を果たしているだけでなく、地域経済や雇用はもとより、地域社会を支える重要な産業です。

本県では、多様な地形や四季の変化に富んだ自然環境の中で、地域の特性

を生かして様々な農産物が生産されています。こうした中、私は、農業を志す若者等の参入や意欲ある農業者の経営発展への支援、農福連携の促進などの人づくり、農業用水のパイプライン化など、生産性を高めるための基盤整備に力を入れてまいりました。

また、近年では、植物工場によるトマトなどの多収栽培、ミカンや高級牛肉の輸出、機能性を高めた農産物の商品化、安全性や品質を確保したみえジビエの販売など、先進的な取組も進めております。

加えて、例えば、本県では製造業全体のうち、食料品製造業が事業所数で1位、従業者数で3位となっているほか、卸売・小売業のうち飲食料品を扱う事業所数が約3分の1を占めるなど、食に関するポテンシャルは極めて高いと考えております。

これらポテンシャルを生かしながら、本県農業が持続的に発展していくためには、地域特性に応じた農業生産体制の構築などに加えて、食関連産業との広い視野を持った連携など、農業の成長産業化に向けた活動が次々と展開されていくことが不可欠です。

こうした認識のもと、本県から提案した「食」で拓く三重の地域活性化計画が、国の地方創生のモデル事業として位置づける改正地域再生法に基づく第1号の地域再生計画として、本年1月に認定を受けました。さらに、この春に指定が見込まれる地方創生特区に対しても、農家レストランや植物工場の整備、バイオ燃料の利活用などの促進を図る、みえアグリイノベーション創生特区の提案を行っており、今後、指定を目指して積極的に国に働きかけてまいります。

これから先も、県民の皆様の幸福実感を高めるため、新たな取組に積極果敢にチャレンジし、三重の持つ食の魅力を高めるとともに、もうかる農業の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

岩田議員にはこれからも、地域農業の先達として、お立場にかかわらず三重県農業の発展のために引き続き御協力いただけますようお願い申し上げます。

〔44番 岩田隆嘉議員登壇〕

○44番（岩田隆嘉） どうもありがとうございました。

どうか鈴木知事におかれましては、三重県の農業、独創的な立場に立って、いろいろとこれから御支援をいただきながら発展していただくことを希望させていただきたいと思います。

それでは、次に、農協改革とその影響についてお尋ねをいたします。

マスコミが大きく報道するなど、多くの国民の関心事となりました農協改革の骨格が、先月2月9日、政府とJA全中、全国農業協同組合中央会の間で合意されたことは皆さん御記憶に新しいところでございます。

その内容は、単位農協への監査について、公認会計士による会計監査を義務づけるとともに、現行のJA全中の監査部門を分離して、新設の監査法人と一般の監査法人から選ぶ選択制に変更する、分離後のJA全中は、2019年3月までに一般社団法人に移行する、また、大きな論点の一つとされ、規制改革会議が求めておりました准組合員の利用量規制については導入を見送るとともに、利用実態や農協改革の実行状況の調査を5カ年間行った上で是非を判断するとされ、国は今通常国会へ3月中にも関連法案を提出すると言っております。

安倍首相は2月12日、国会で行った施政方針演説において、農家の視点に立った農政改革と銘打って次のように述べられております。

「戦後1600万人を超えていた農業人口は、現在、200万人。この70年間で8分の1まで減り、平均年齢は66歳を超えました。もはや農業の大改革は待ったなしであります。

何のための改革なのか。強い農業を創るための改革、農家の所得を増やすための改革を進めるのであります。

60年ぶりの農協改革を断行します。農協法に基づく現行の中央会制度を廃止し、全国中央会は一般社団法人に移行します。農協にも会計士による監査を義務付けます。意欲ある担い手と地域農協とが力を合わせ、ブランド化や海外展開など農業の未来を切り拓く。そう。これからは、農家の皆さん、そして地域農協の皆さんが主役です。」、こう述べられました。

農協については皆さんよく御存じだと思いますが、都市部においてお住まいの県民の皆さんの中には詳しく知らないという方もおられるかもしれませんので、少しお時間をいただいております。おさらいをさせていただきたいと思っております。

農協は農業者によって組織された協同組合であり、昭和22年に制定された農業協同組合法、いわゆる農協法に基づく法人として、農業生産力の増進と農業者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的に活動しております。その前身は明治時代につくられた産業組合にさかのぼり、戦時中に農産物を一元的に集めることを目的とした農業会となった後、戦後の食料難の中で食料を統制、管理するために新たに制定された農協法のもと、農業会を改組する形で誕生したと言われております。

また、農協中央会は、戦後間もない昭和29年、経営が困難になった農協を指導したり合併を進めるために、農協法を改正して導入された制度であります。当時1万を超えていた地域農協は、広域合併等の推進により、現在、全国で700を切っており、経営の健全化も相当進んできていることから、今回の農協改革の検討の中で、農協中央会制度が一定の役割を終えたと判断したと説明されているところです。

このようにして誕生した農協について、現在の状況を簡単に紹介しますと、まず、全国では、先ほど触れましたように約700の農協があります。その構成員は、正組合員と呼ばれる農業者や農業法人、さらに、准組合員と呼ばれる農業を営んでいないような地域住民の二つに大別されまして、正組合員は全国に460万人、准組合員は同じく540万人、合わせて1000万人もの組合員がいる巨大な協同組合であります。

また、近年は農業者数の減少に伴いまして、准組合員の割合が年々高まってきており、平成24年度の准組合員の割合は54%になっております。

また、県内におきましても、現在12の農協があり、組合員数が約20万人、うち正組合員が10万5000人で全体の53%、准組合員が9万2000人で全体の47%となっております。

地域別では北のほうの農協のほう为准組合員の割合が高い傾向にあります。

が、おおむね全国平均より准組合員の割合が低くなっております。

このような、全国の、あるいは三重県の農協の姿であります。私は、冒頭申し上げました安倍首相の所信表明にある、「意欲ある担い手と地域農協とが力を合わせ、ブランド化や海外展開など農業の未来を切り拓く。そう。これからは、農家の皆さん、そして地域農協の皆さんが主役です。」の部分で改革が目指すところということになるかと思いますが、この点については大いに賛成するところでありますし、地域農業を一層発展させていくためには、引き続き農協が果たしていく役割について大いに期待をし、また、失敗を恐れることなく、これまでの取組の延長にとまらない新しい取組を積極的に展開して欲しいと、私自身のこれまでの経験を振り返りながら、様々な記憶を思い出しながらも、三重県農業の将来に向けて激励させていただき、そんな思いでこの質問をさせていただいております。

そんな中、今回の農協改革に関して私が確認しておきたい事柄について、少しポイントを絞りながらお伺いしていきたいと思っております。

まず、一つ目は、JA全中の一般社団法人化とあわせて、農業協同組合連合会、いわゆる全農や都道府県経済連など、単位農協の連合会を、農協法に基づく組織から農協出資の株式会社に変換させるということについてであります。

御承知の方もおられると思いますが、農協を含めて法律の規定に基づいて設立された組合においては、小規模の事業者または消費者の相互扶助を目的とすること、任意に設立され、かつ組合員が任意に加入し、また、脱退することができること、各組合員が平等に議決権を有すること、組合員に対して利益配分を行う場合には、その限度が法令または定款に定められていることという要件を満たす行為に対して、独占禁止法の適用を除外することが同法第22条に規定をされております。

これだけでは少しわかりにくいので、農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針、いわゆる農協ガイドラインというものを公正取引委員会が作成しておりまして、そこには、例えば、連合会及び単位農協が共同購入、共同

販売、連合会及び単位農協内での共同計算を行うことについては、独占禁止法が除外されると明記をされております。もちろん、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して価格や数量の制限等を行うこと、いわゆるカルテルを結ぶことについては、独禁法の適用除外にはならないことも明記されていますので、何でもオーケーということではありませんが、組合員の利益のために、公正な事業活動については独禁法の規制を受けないということでもあります。

私はこの点について、現行の農協制度の中で農業者の利益を最優先にしたときには大きなメリットであり、仮に農協改革によってこのメリット措置が失われるとするならば、安倍首相の言う農業の未来を切り開く主体は農業者であり地域農協という言葉の持つ意味が大きく薄れ、強い農業をつくるという目的がかすんでしまうのではないかとの思いを抱いております。

今回の農協改革の議論の中で言われてきた、農協の連合会を農協出資の株式会社に変換させるという方向性、この点についての懸念はいかがでしょうか。

二つ目は、今回の政府とJA全中との合意の中では導入を見送ると言われております、利用実態や農協改革の実行状況の調査を5年間行った上でその是非を判断するとされた准組合員の事業利用量規制についてであります。

先ほど准組合については詳しく説明しませんでした、簡単に言いますと准組合の制度というのは、農業者以外でも正組合員と同じように、単位農協ごとに定められた一定の出資金を払えば組合に加入できるということです。

准組合員は農協事業を正組合員と同じように利用できますが、農協が非農業者の利害によって支配されないよう、総会での議決権や役員選挙権など、農協の運営に関与できないようにされている、協同組合の中でも農協にだけ設けられている独自の制度であります。

この点に関しては、特に規制改革会議が大きく取り上げた理由については私は、農協が行う金融や生命保険の事業、農協では信用事業だとか共済事業とありますが、強い農業をつくっていくためにはこうした事業はとめるなり縮

小するなりして、農協は農家に所得を増やすための事業に集中していくべきである、あるいは、農協が幅広く信用、共済事業を行うことは、民間の銀行や保険会社の事業を妨げているという考えが背景にあるのではないかなど危惧をいたしております。

ここで、皆さんに少し考えていただきたいと思いますが、人口の多い大都会には、歩いていける範囲に銀行の窓口やコンビニのATMが多くありますが、中山間地域ではいかがでしょうか。今後ますます高齢化が進んでいこうとする中で、車を運転できない高齢者が、いつ廃止されるかわからない公共交通機関を使って、遠くの金融機関まで出かけていけるでしょうか。あるいは、全国に農業者の数が減っていく中で、農業者同士だけで支え合っていく組織というのは望ましい姿なのでしょうか。

例えば、国が推進している農業施策の中に多面的機能支払というものがあります。以前は農地・水・環境保全向上対策と叫ばれていたもので、そのほうがぴんとくる方も多いかもしれません。農地や畦畔、農業用水路や農道などの農業用施設について、地域の農業者だけでは管理していくことが困難になってきたため、農業のために役立つだけでなく、環境を守ったり景観を保全したりするなど、地域全体に役立っているということに着目をして、農業者だけでなく、地域内外の住民や学校、NPOなども参画して維持管理などを行っていく取組を、国や県、市町が財政的にも支援していこうというものであります。

県当局にお伺いしたところ、平成26年度には県内の782カ所もの農業集落で、この多面的機能支払による活動に取り組まれている、今後もさらに取り組まれる地域を拡大していきたいということでありました。

こうしたことを踏まえて、端的に言えば、今回は5年間の先送りをされた准組合員の事業利用規制について、私は今後の推移を見守るということではなしに、国に対して地方の実情を伝えるなど、存続に向けた働きかけをしていくべきではないかと思いますが、県のお考えはいかがでしょうか。

そして、最後、三つ目は、単位農協に対する会計検査についてであります。

この点についても、農業者や農協の組合員に直接の影響を及ぼすものではないとは思っておりますけれども、今回の農協改革の本丸が、JA全中の組織のあり方であるかのように報道も含めて取り扱われてしまったことは、まことに残念であります。この変更によって、単位農協に新たな負担や不利益が生じるようなことがあれば、回り回ってそのしわ寄せが農業者や農協の組合員に及んでくることになりかねないと思いますので、そうした懸念はないのかということについても確認をさせていただきたいと思います。

現行のJA全中による単位農協への会計監査は、単位農協が行う信用事業を含めて、組合の健全運営、事業の継続性を担保する観点から、JA全中の内部組織であるJA全国監査機構により実施されているものであり、その経費は単位農協や農協の各種連合会組織が負担している賦課金で賄われており、会計監査を受けるために別途の費用は発生していないということであります。

これが今回の改革によって、JA全国監査機構がJA全中から独立して監査法人になるとともに、貯金量が200億円以上ある信用事業を行う単位農協は、この監査法人と既存の民間監査法人からどちらかを選んで会計監査を受けることが義務づけられております。

制度の移行には経過措置が設けられるということですので、直ちに何らかの影響が及ぶことはないと思いますが、JA全中が誕生して60年を経て初めてとも言われるこの農協改革が、地域農業の発展にマイナスになることがあってはなりません。JA全中の監査機能の廃止が県内の農協に何らかの不利益を生じさせる可能性はないのか。

以上、3点ほど申し上げましたが、今回の農協改革が県内の農協に及ぼす影響についてお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 農協改革について何点か御質問をいただきました。

議員からもありましたが農協は、農業者への営農指導、また、販売事業をはじめ、信用、共済、また、購買事業など、県民の生活を支える多くのサー

ビスを担う、地域にとって大切な機関というふうに考えています。

県内の農協は、農業者の減少などにより、農家を対象とした正組員が減少している一方で、非農家である准組員は増加しており、総組員の人数としては増加傾向にあります。

今回の農協改革については、平成26年6月に改訂されました、国の農林水産業・地域の活力創造プランで掲げられており、政府与党などの検討を経て、本年2月13日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部において、農協改革の法制度の骨格として決定されたところでございます。

この法制度の骨格では、農協組織における主役は農業者であり、地域農協が農業者の所得向上に全力投球できるようにすること、また、中央会や各連合会が地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートすること、これが示され、現在、今国会へ関連法案提出に向けた準備が進められているところです。

県におきましても、こうした動きについての情報収集であるとか、各農協の経営幹部と意見交換を行うなど、その影響や今後の対応について、これまで検討してきたところです。

御質問の中で何点かありましたが、1点は、まず、JA全農が株式会社になった場合の影響についてでございますが、JA全農は、農産物の共同販売、また、生産資材の供給など、経済事業を行う組織として、現在、農業者から農産物を集めて共同販売することなどが独占禁止法の適用除外となっております。これは御紹介いただいたとおりです。JA全農が株式会社に組織変更した場合には、農協法による規制から外れ、経済界との連携強化や自由な事業活動への道が広がる一方で、独禁法が適用され、現在の共同販売ができなくなるという可能性もあると考えております。

2点目ですが、准組員の農協利用の制限です。正組員が減少していく中で、農協の様々な事業の縮小につながる可能性があるというふうには考えております。

法制度の骨格においても、今後5年間の正組員、また、准組員の利用

実態並びに農協改革の実行状況の調査を行った上で慎重に決定するとされており、離農により准組合員になった方などにも配慮して慎重に検討される必要があるというふうに考えています。

3点目ですが、J A全中の農協に対する監査権限の廃止と農協に対する監査法人による監査の義務づけについてです。

今回の改革では、現在J A全中が有している監査部門を、将来監査法人として独立させることに加えまして、それぞれの農協が受けてきたこれまでのJ A全中による監査を広く他の監査法人にも開放していくことになります。

法制度の骨格においても、こうした新たな監査制度への移行に当たっては一定の準備期間が設けられることや、農協の負担が増加する可能性などにも配慮していくことが必要とされております。

これらのことから、今回の農協改革そのものが県内の農協に直ちに大きな影響を与えるということではないと考えていますが、県としましては県農協中央会などと連携を図りながら、農協改革によって生産現場に混乱を来すことがないように取り組んでいきたいと考えています。

それで、いろいろ問題があれば国に提言をとというお話もいただきました。今回の改革によって、地域の取組内容であるとか地域の問題、実情、こういうことにつきましては、様々な機会を通じまして国のほうにも伝えていきたいなというふうに考えております。

〔44番 岩田隆嘉議員登壇〕

○44番（岩田隆嘉） どうもありがとうございました。

農協改革に関する今回の合意の範囲においては、県内の農協に目に見えるような大きな影響は及ばないのではないかというようなことでありますので、ひとまず安心してよいのかな、このように思っておりますが、しかしながら、准組合員の利用量規制についての判断の5年間先送りであったり、また、政府はこの5年間で農協改革集中推進期間とすると宣言してきたところであったりしますので、この先大きな影響が生じてくるような急激な改革につながってはいかないとも限りません。実際に、J A全中に対しては国が自己改

革を実行するよう強く要請したこと、また、J A全中がつくり上げた自己改革案は不十分であるとして物別れに終わったことなどが、政府とJ A全中との合意に至るまでの過程でたびたび報道をされてきたところであります。

私は、力強い三重県農業をつくり上げていくためには、最初に申し上げたとおり、農協の役割に大いに期待もし、農協系統の皆さんには失敗を恐れることなく自己改革に取り組み、これまでの取組の延長にとまらない新しい取組を積極的に展開してほしいと思っております。

せんだって聞くとところによりますと、さきの三重県の中央会の理事会において、これからは各集落、あるいは農業者でもってサポートセンターなるものを設置することを提案されております。そのためには、県内の農協関係者の取組だけではなく、県の行政もそうした農協系統組織の取組とベクトルを合わせて、三重県農業をよくしていくために手と手を取り合って進めていただくことを願っております。

そこで、お伺いをいたしますが、県は県内の農協系統組織の自己改革の取組について把握されておられるのでしょうか。また、把握されているのであれば、県としてその実現に協力されるお考えはあるのでしょうか。御答弁をいただきたいと思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） J Aグループ三重のほうではかなり、今の国のほうの農協改革に先立っての改革等もありますし、今の改革のほうのまとまりを受けて新しい改革の取組というのが進められています。私のほうもJ A三重中央会の役員の方々とお話をしていると、今回の改革の動きも非常に前向きに受けとめておられるのかなというふうに思っております。

中身としましては、本年1月に営農指導とか販売事業などの自己改革ということを柱に営農・経済事業改革戦略というのをつくっておられます。この中で、米の販売とか園芸特産物の生産振興をより戦略的に行っていくというようなこと、また、農協が出資して設立した法人による農業への参入であるとか、6次産業化や輸出などの取組を今後加速させていきたいというようなこと。こういう農業生産力の強化であるとか農業者の所得向上を図ってい

こうというような方針が中身というふうに考えています。

既に、例えばJ Aいがほくぶのように、5年後の農畜産物の販売高を60億円にするというような目標を置いて営農振興基金をつくられて、園芸や畜産を始める新規就農者等の機械導入などの初期投資を補助するという、そういう制度をスタートさせているJ Aなんかも県内では出てきております。

また、県農協中央会のほか、今回改革の対象になっています全農みえなど四つの農協の連合会、この各組織が連携しまして、今おっしゃっていただきましたけど、県内の各J Aにおける自己改革の取組を支援しようということで、J A事業サポートセンターという、そういう組織を近く設立しようという動きで聞いております。

県としましては、こういう改革に向けた取組に非常に期待をしておりますし、今後ともJ Aグループと連携しながら、もうかる農業の実現、また、農村地域の活性化につながるよう、県としてもしっかりとサポートさせていただきたいというふうに思っています。

〔44番 岩田隆嘉議員登壇〕

○44番（岩田隆嘉） どうもありがとうございました。

三重県の農業がこれからより一層発展していくように、農協だけじゃなしに、やはり県の行政機関も一体となったお取組を切に希望させていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

議員の皆さん方、またかとお思いの方もあろうかと思いますが、関西本線の複線電化ということであります。

伊賀地域は、中部圏の名古屋と関西の大阪、京都の結節点に位置し、高いポテンシャルを持っている地域ですが、交通の中でも特に鉄道交通における課題が多く、なかなかうまくその持ち味を引き出していないのが現状だと考えております。

まずは、これまでも私を含め伊賀選出の議員がたび重ねて質問や要望を繰り返してきたところですが、どうしても伊賀の将来に向けて解決をしなければ

ばならないのが関西本線の課題であると思っております。

関西本線は、名古屋と大阪を最短距離で結び、通勤、通学の交通手段として大きな役割を担うほか、産業面や観光面からも重要な鉄道路線であります。関西本線では、亀山から紀勢本線への乗りかえで県を南北に縦貫でき、柘植駅からは既に電化がされております草津線への乗りかえで京都方面を短時間で結び、伊賀上野駅からは伊賀鉄道を経由して、近鉄線への乗りかえで県を東西に横断できる、まさに県の鉄道交通のかなめと言えるのではないのでしょうか。

その関西本線ですが、全長174.9キロメートルのうち、今申し上げた三つの拠点駅を結んだ亀山―加茂間61キロメートルだけがいまだに電化されていない状況にあります。電化区間と非電化区間が混在すれば、当然直接乗り入れは困難なため、乗りかえに時間がかかるし、輸送能力にもむらが出てくるため、利用者は離れていきます。

さらに、関西本線では他の在来線と同様に、少子化に伴います鉄道を利用する通学人口の減少や、道路の利便性の向上に伴う自家用車の増加、商業施設や公共施設、医療機関などの郊外部への移転に伴い、鉄道利用から自家用車利用への転換などにより、利用者の減少が進んでおります。

利用者が減少する中において鉄道事業者が電化を進めることは困難であることは理解ができます。しかし、利用者を増やすことと電化については、それこそよく言われます、鶏が早いのか卵が早いかの議論になろうかなというふうに思います。

また、鉄道交通については、県内市町間の移動はもとより、奈良県、京都府、あるいは滋賀県といった近隣府県との連携も視野に入れていくことが重要であります。その中でも、これからは滋賀県との連携が非常に多くなっていくのではないかと考えております。本県と滋賀県をつなぐ路線である草津線については早くから、複線電化が地域要望として出されております。滋賀県には、ものづくり、あるいはそれを輸出する大企業がたくさんあります。こういうものもターゲットにして、交通網の整備において、近隣府県との連

携も組み入れていく必要があると思います。

もちろん、電化についてはJ R西日本がやることですけど、これから先、やはり自治体としてももう少し率先して、そこらあたりのところをしっかりとサポートできるような体制だとか、あるいは、ただJ Rにお願いするだけではなしに、自治体としての独自の取組をしっかりとやらなければ、なかなか進捗していかないのではないのでしょうか。

それから、関西本線の整備とセットで考えなければならぬのがリニア中央新幹線であります。

リニア中央新幹線については先般、東京―名古屋間の建設工事が開始され、12年後の平成39年には東京―名古屋間が開業、さらにその18年後の平成57年には東京―大阪間の全線が開業するものとされております。リニア中央新幹線が県内を走る時期については、県や関西が一丸となって同時開業に向けた取組をやっていますので、少しでも早まることを期待したいと思います。

そこで大事なことは、新たにできるリニア中央新幹線の県内駅が、関西本線や紀勢本線といった在来線をはじめとする県内交通の結節点となることであります。リニア中央新幹線の県内駅がどこにするかというのは、県の将来を左右する大きなことでありますので、単にJ R東海に委ねることなしに、県が主体的にどこにしてくださいよというものを、県民の合意を得た中で、しっかりと態度を示していくことがまず重要だと思います。

そういうことを踏まえた上で、県内駅がどこになろうと、リニア中央新幹線と関西本線、さらには草津線というものが有機的に連携していくことが重要となるので、しっかりとかじ取りをすることが重要であります。

関西本線、紀勢本線、草津線などの結節点、ここへのアクセスをどうしていくのか、また、名古屋に来ることは決まっているのだから、そこへ行くために、また、そこから来ていただくためにどうするのか、これらを見越した長期ビジョンを立てていかねばならないと思います。

そこで、知事にお伺いをいたします。

近隣府県との連携も視野に入れた関西本線電化への取組について。次には、

リニア中央新幹線県内駅のアクセス手段として、関西本線、紀勢本線の位置づけと整備の考え方についてお尋ねをいたしますが、前北川知事、あるいは野呂知事にはこのことについて質問をさせていただきましたが、今の鈴木知事については初めてでありますので、知事の御所見をお伺いしたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきましたので、順次答弁させていただきます。

1点目は、近隣府県との連携も視野に入れた関西本線複線電化への取組でございます。

三重県では、関西本線の全線複線電化に向け、京都府、奈良県、愛知県といった沿線の近隣府県や市町村で組織する関西本線複線電化促進連盟と、県内沿線市町で組織する三重県鉄道網整備促進期成同盟会を中心に、毎年、国やJR西日本、JR東海に対して要望活動を行っております。

本年度におきましても先日、2月9日でありますけれども、京都府や関西本線木津亀山間複線電化促進同盟会、JR関西本線電化を進める会などの団体と共同して、JR西日本に対し要望活動を行ったところであります。

また、唯一の非電化区間である亀山一加茂間の電化を含めた利便性向上については、京都府のほか沿線市町村と連携しながら、毎年JR西日本と意見交換を行い、地域の熱意を伝えております。

しかしながら、JR西日本、JR東海は、電化、複線化には利用実態や収支採算性を見きわめる必要があります、現在の利用状況では困難といった極めて慎重な姿勢を崩していない状況にあります。

今後も引き続き、沿線住民の方々、沿線の近隣府県や市町村と一体となって、利用者の利便性向上に向けた様々な要望活動や利用促進に向けた活動を粘り強く展開していき、関西本線の複線電化実現につなげていきたいと考えております。

先ほど議員からも御指摘のあったような、滋賀県との連携とか、あるいは

様々な知恵出しということで、例えば今年度なんかはウォーキングガイドブックみたいなものをつくって、より利用してもらえるような魅力発信なんかもいろいろやっていますので、手をかえ品をかえではありませんけれども、積極的な取組をしっかりとしていきたいと思います。

そして、2点目のリニア中央新幹線県内駅へのアクセス手段としての関西本線、紀勢本線の位置づけでございますが、リニア中央新幹線の全線同時開業と三重・奈良ルート of 早期実現に向けては、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の活動を中心に、奈良県や経済団体、さらには関西の協議会と連携しながら推進しております。

県内駅の設置につきましても、効果を県内全域に波及できるよう、鉄道や高速道路によるアクセス利便性等を十分に勘案して、駅の位置を決定することを強く国やJR東海に要望しているところであります。

この3月に公表いたします、今後の20年を見据えた本県の交通に関する総合的な政策の方向性を示す三重県総合交通ビジョンにおいて、県内在来鉄道から広域交通結節点となるリニア中間駅への乗りかえやアクセスの利便性を高めていくことを実施方針の一つとしております。

今後も引き続き、三重・奈良ルート of 早期実現と県内駅の早期確定を力強く推進していくとともに、関西本線や紀勢本線といった既存の交通網とリニア中央新幹線との機能的なアクセスの実現に向け取り組んでまいります。

議員が最後におっしゃっていただいたような、長期的な視点で、単に受け身じゃなくて、単に要望するだけじゃなくて、様々に自分たちで知恵出しをしていく必要があるということについては私も同意をいたすところでございますので、どういう方法があるかも含めて検討しながら、その知恵を出して主体的に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

〔44番 岩田隆嘉議員登壇〕

○44番（岩田隆嘉） どうもありがとうございました。

関西本線の電化につきましては恐らく、リニア中央新幹線がいつ通るかはわからないにしたって、それまでにはやらなければならないことは必定だと

思います。

J R西日本がやるのか、あるいは自治体がやるのかを含めてであります、やはりその辺はしっかりと自治体としても主体性を発揮しながら、こうこうで、ここにこういった方向でということが、あるいは、それに結ぶアクセスはそれまでにしっかりと立てていかなければ、将来に向かって、リニア中央新幹線もそうであります、三重県としてのことも、開発もということにつながっていくと思いますので、その辺、よろしく願いをいたしたいと思います。

リニア中央新幹線が三重県を通るころには私はこの世にはいないと思いますが、関西本線の電化、あるいはリニア中央新幹線の停車駅開通に向けて夢を見、その夢に向かってしっかりと目標を立てて取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思います。

それでは、次に参ります。

この件につきましても、伊賀に住む我々としては毎回お願いをしているところですので、今回も、最後の質問になりますので、しっかりと地元の方にも応援をいただきながら、県土整備部長にお答えをいただきたいというふうに思います。

名神名阪連絡道と伊賀コリドール道路についてであります。

これまで幾度となく伊賀の道路については聞かせていただき、順次整備を行っていただいたことに感謝を申し上げますところですが、今回は、名神名阪連絡道路、そして、少し残っております伊賀コリドール道路の2点について質問をさせていただきます。

名神名阪連絡道路は、名神高速道路の蒲生スマートインターチェンジ付近から新名神高速道路の甲賀土山インターチェンジ付近及び名阪国道上柘植インターチェンジ付近を南北に結ぶ広域のネットワークとして、伊賀・甲賀地域の医療の確保、産業や観光振興などの活性化に大きく寄与するとともに、名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道における積雪時の渋滞や災害、事故発生時にその影響が回避できるなど、災害時のリダンダンシーの確保に重

要な役割を果たす重要路線でございます。

今までに、命の道と活力の道の両面についてお話をさせていただきました。

伊賀地域は県内でも医師が少ない地域で、三次救急医療施設がなく、地形の特徴から、津や滋賀県、奈良県への救急医療の搬送が年々増加をしております。また、今年の元日からの降雪では、名阪国道で最大約150台に達する立ち往生が発生をし、下り線では14時間以上通行どめになるなど、大きなニュースとなっておったところであります。さらに、多くの幹線道路が雨量規制等により通行どめになり、陸の孤島になってしまうような状況もあることから、交通の確保の重要性についてお話をさせていただきました。これが命の道だと思っています。

そして、産業面からは、大阪港や名古屋港と、敦賀港と四日市港を最短で結び、さらには日本海と三重県を最短で結ぶ広域的な効果のある道路が名神名阪連絡道路となると考えていることから、この重要性をお話しさせていただきました。これが活力の道と名づけております。

名神名阪連絡道路の早期整備に向けた地元の活動は活発でありまして、民間団体である名神名阪連絡道路の整備区間指定を実現する会の活動や、現地に啓発用看板を立てたり、伊賀市役所に懸垂幕を設置するなど、積極的な要望活動を行っております。

平成25年7月には滋賀県甲賀市において、約800人が参加しましたシンポジウムが盛大に開催をされました。これには、当時の嘉田滋賀県知事も参加をされております。また、本年1月には伊賀市長と甲賀市長などが、行政の代表に加えて、三重、滋賀の民間団体の代表とで国土交通大臣政務官に要望するなど、地元の熱意は日ごとに高まってきております。

残念ながら、滋賀県では琵琶湖あたりの渋滞対策の優先順位が高く、なかなか県境の道路整備の優先順位が上がらないとも聞いておりますが、私からは、全体30キロメートルのうち、特に通称忍者道路と呼んでおりました名阪国道から新名神高速道路甲賀土山間の約10キロメートルについて、国による早期事業着手を何度も強く要望させていただきました。滋賀県知事がかわっ

たところでもあり、三重県側として引き続き、早期事業化に向けて取り組む必要があると思います。今までの滋賀県との協議の経緯、現在の進捗状況と今後の見込みをお聞かせください。

次に、伊賀コリドール道路です。

私自身、農業出身ということもありまして、昔から伊賀地域の農業の発展は、まず広域的な農道整備が必要と考え、また、提案をしてみました。こうしたことから、今から30年以上も前から広域的な農道整備の要望を申し上げてきて、伊賀コリドールという広域農道の計画がなされました。

伊賀コリドールは、伊賀地域の農業を飛躍的に発展させるため、伊賀盆地内を回廊し、広域的に農道などを整備して、農業用施設の設置などを推進しながら、農業機械の広域的な利用、農産物などの集出荷等の流通機構の一元化を図り、近代的な広域農業の効率化や生産団体の形成を推進していくことを目的に、昭和61年度より事業着手されてきた全長約93キロメートルの道路であります。

整備計画では、伊賀地域を1期、2期、3期と地区別に分け、順次整備が進められてまいりました。全長約93キロメートルのうち、農林部門が約45キロメートルの区間、建設部門が約48キロメートルの区間というようなすみ分けで、農林と建設がお互いに協力し合って整備を進めてきたものであります。

整備完了予定は、当初の計画においては平成22年と聞いておりましたが、路線の変更や公共工事の予算の減少など、その間様々な要因がありましたが、伊賀地域の皆様などの御協力をいただいたおかげで、農林部門の区間につきましては平成24年3月22日に完成をし、竣工式も行っていました。

ただ、建設部門の区間においては、いろいろと御尽力をいただきましたが、あともう少しですが、未整備区間が残っております。現在残っている区間として、まず、県道693号蔵持霧生線の高尾から霧生までの区間2.1キロメートル、次に、県道673号上友田円徳院線の上友田から中友田までの区間550メートル、最後に、県道133号伊賀甲南線の中友田から西湯舟までの区間約2キロメートル、合わせて4.7キロメートル区間が未整備です。

これらの道路が整備をされ、環状道路としてつながってこそ伊賀地域の広域的な農業の発展につながるものと考えており、この3路線の整備の状況と今後の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** まず、名阪名神連絡道路の関係について答弁させていただきます。

名神名阪連絡道路は、東西に並走する名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道を南北に補完し、太平洋と日本海を連結し、中部と近畿のものづくりの連携強化、それと、災害時のリダンダンシーの確保などに寄与する重要な道路と認識しております。

しかしながら、この道路は構想段階であり、事業化に向けては関係機関等と調整や連携しながら取り組んでいく必要があります。

平成21年度から国土交通省の近畿及び中部地方整備局、それと、滋賀県、三重県で構成する名神名阪連絡道路担当者会議を立ち上げて、整備機運の醸成に向けた取組等を進めてきました。

本年度の取組について少し御紹介させていただきます。

昨年7月に滋賀県知事に就任された三日月知事が政策提案集において「名神名阪連絡道路の早期実現を目指して検討を開始します。」と掲げていたこともあり、事業化に向けた取組をさらに加速するため、8月に、先ほど紹介しました担当者会議を開催し、整備効果の検証や企業ヒアリングなどを実施して、早期実現に向けさらなる推進を図ることを決定して取り組んでおります。

それで、また、9月には私と滋賀県土木交通部長との間で、早期整備の必要性の整理や事業調整などについて、直接意見交換もしております。

また、10月には、福井県、岐阜県、滋賀県及び三重県の担当部長で構成します道路整備にかかるまんなか4県部長会議において、名神名阪連絡道路の事業化に向けて連携して取り組んでいくことを確認しております。

さらに、11月には国への提言活動において、知事からも名神名阪連絡道路

の早期実現のための計画検討の推進を要望させていただいたところでございます。

○副議長（奥野英介） 答弁は簡潔にお願いします。

○県土整備部長（土井英尚） 今後とも関係機関等との取組を進めるとともに、関係6市2町と連携するとともに民間団体とも協力しながら、あらゆる手段を、あらゆる機会を捉えて訴えてまいりたいと思っております。

それと、伊賀コリドール道路関係ですが、県道蔵持霧生線については平成22年度から事業に着手してありまして、26年4月25日には霧生側100メートル区間を供用しております。この供用区間の東側70メートル区間について拡幅工事を行っており、来年度中に供用をしたいと考えております。また、その西側90メートル区間においても用地買収を進めてありまして、用地買収後、速やかに工事に着手していきます。

次に、県道上友田円徳院線につきましては平成20年度から事業をやってありまして、中心部250メートルを供用しております。その東側の家屋移転を今やっております。その残る側の西側についても、今、用地買収を進めており、工事に着手していきたいと思っております。

○副議長（奥野英介） 部長、時間が過ぎております。

○県土整備部長（土井英尚） ただ、伊賀甲南線のほうは、先ほど御紹介いただいた区間に連続しているということで、その進捗状況を見ながら着手をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（奥野英介） 時間が回っております。

〔44番 岩田隆嘉議員登壇〕

○44番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

県土整備部長も私も今期、今年限りで引退ということを伺っております。どうか次につなげるべく事業計画をよろしく願いいたしまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 41番 三谷哲央議員。

[41番 三谷哲央議員登壇・拍手]

○41番（三谷哲央） 桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。

今日の午前中の前田議員の御挨拶の中で久々の登壇というお話がありました。私がこの4年間でどれくらい登壇したかなというのをちょっと勘定してみたんですが、代表質問が3回、一般質問が今日を入れて4回、議案質疑が1回、総括質疑、総括的質疑が8回ということでございまして、反省すべきは、議案質疑と関連質問が少なかったなど、こういうことでございます。もし、当選させていただければ、そういうところも十分気をつけて次の4年間臨みたいと、このように思っております。

いずれにしましても、議員なんていうものはしゃべって何ぼの生き物ですから、今日も心を入れてしっかりとやっていきたいと、そのように考えておるところでございます。

4年目の今日が一般質問の最後ということで、最後の質問者になるわけですので、先ほど、大トリ、頑張れと、こうおっしゃっていただきました。上品かつ格調高くやっていきたいと、こう思っておりますので、知事、執行部の皆様方も、上品かつ格調高い御答弁をお願い申し上げたいと、こう思います。

まず、平成27年度三重県経営方針（最終案）（暫定版）について少しお伺いをしたいと、こう思います。

まずは、平成27年度における県政の考え方についてでございますが、その中で、「県民の命や暮らしに大きな影響を及ぼしている事象等、『みえ県民力ビジョン・行動計画』策定後に顕在化した社会情勢の変化等にも的確に対応する。」との記述が見られるわけであります。

ここでいう県民の命や暮らしに大きな影響を及ぼしている事象とは一体何を指しておられるのか、また、みえ県民力ビジョン・行動計画策定後に顕在化した社会情勢の変化というのとは一体どういう変化なのか、そのあたりのところを少しお伺いしたいと、こう思っております。

行動計画は平成24年からスタートをして、その後3年間に顕在化した社会

情勢の変化というのはいろいろあると思います。しかし、私は、その変化の最大のものとは格差の拡大ではないかと、このように考えております。

所得の格差、地域間の格差、業種間の格差、企業間の格差など、様々な格差論議、格差議論がありますが、日本の現状を今つぶさに見直してみますと、かつて総中流と言われた我が国の分厚い中間層が無残にも崩壊をして、貧富の差の拡大とともにアメリカ亜流国家への道にどうも進みつつあるのではないかと、そのような感じがしてならないわけであります。

とりわけ、その原因となっている雇用環境、労働環境の悪化は、まさに目を覆うものがあります。この議場でも何度か、この問題、取り上げさせていただきました。働く方の40%近い方が、パートだとかアルバイトだとか派遣だとか契約だとか、こういうような非正規社員、非正規労働者、こういうことになっております。

また、その非正規労働者の中で、年収200万円以下の、働いても働いても生活が楽にならない、いわゆるワーキングプアとか呼ばれている方々が2000万人近くいる。これは、やはり異常な雇用情勢だと、こう思っております。

県民の命や暮らしに大きな影響を及ぼしている事象、まさにこれがこの事象であり、行動計画策定後に顕在化した社会情勢の変化の最大のものとはここにあるのではないかと、このように思うところです。

さらに、平成27年度における県政の考え方にもありますように、平成27年度は、次期みえ県民力ビジョン・行動計画、三重県人口ビジョン、仮称ですが、及び三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略、これも仮称ですが、を策定するための重要な節目の年だと、このようにも書かれております。

人口の流出抑制及び流入促進、交流人口の拡大や少子化対策の取組を加速させる、そして、これらの取組を効果的に推進するための下支えとして、県民の皆様方の安全・安心を支える基盤づくりに取り組むと、このようにおっしゃるのであれば、平成27年度の施策展開における三つのポイントの中に、なぜ格差の是正が出てこないのか、なぜ格差の是正が書き込まれていないのか、そのことを含めて、知事がお考えになっております県民の命や暮らしに

大きな影響を及ぼしている事象、行動計画策定後に顕在化した社会情勢の変化とは一体いかなるものか、お伺いをさせていただきたいと思っています。

また、この際、行動計画の前提となっているみえ県民力ビジョン、この見直しというのは望まれるわけでしょうか。おおむね10年を見据えてつくられた総合計画、みえ県民力ビジョンですが、知事自身が、第3の分水嶺だと、こう言われるぐらい大変化の時代だと思うんですね。3年、4年たてば、全部作り直す必要はないにしても、見直し、そういうことの検討をされても僕はそう不思議ではない、このようにも思っています。

特に、私が気に入らんとか、この言葉は外したほうがええとか、そこまで大それたことは言うつもりはありませんけれども、例えばアクティブ・シチズンなんて言葉が入っています。基本理念に入っています。あれは、自ら立つのほう、自立し、行動する県民、アクティブ・シチズン、響きはなかなか心地いいんです。私も自立し行動するアクティブ・シチズンの一員として県政に参加をしたい、そのようには思っておりますが、県政というのは自立し行動する県民が主体になって進めるだけのものなのかということなんです。

自立できないような方々、自立したくても自立ができないような方々が何とか自立できるように、そういうふうをサポートしていくのも県政の大きな役割だろうと思いますし、どうしても自立できないような皆さんがおられれば、その人たちも温かく包み込んで一緒に進んでいく、こういうことも県政の大きな役割の一つだと、こう思っておりますが、いま一度知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきました。

まず、1点目は、行動計画策定後に顕在化した社会情勢の変化とは何なのかということでございます。

まず、経営方針におきまして、策定後に顕在化した社会情勢の変化等とは、みえ県民力ビジョン・行動計画策定時点で全く課題になっていなかった、新しく課題になったという意味ではなく、行動計画策定後において、課題の量

的または質的な大きな変化、法の制定等による新たな仕組みやシステムの構築、県民の意識の変化などを社会情勢の変化と捉えています。

例えば少子化対策については、みえ県民意識調査結果で明らかになった、結婚や子どもを持つことについての理想と現実のギャップ、全国の自治体における危機感の高まりと、国における地域少子化対策強化交付金の創設などの取組の強化、人口減少への対応については、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の将来人口推計が発表され、県内で14市町の消滅可能性が指摘されたこと、まち・ひと・しごと創生法が成立し、国、地方が丸一となって地方創生に取り組むこと、激化する自然災害への対応については、県内で初めてとなる大雨特別警報の発令、広島市での大規模な土砂災害や御嶽山噴火など大規模自然災害の発生、県民の日常生活に潜む脅威につきましては、子ども、女性が被害者となった犯罪や、その前兆事案である声かけ、つきまとい等の多発、こうした状況を社会情勢の変化と捉え、経営方針の重要な柱と位置づけました。

御指摘のありました雇用の問題であるとか、例えば若者の非正規雇用の増加というものについては、まさに暮らしに与える大きな事象ということについては認識を私も同一にさせていただくところでありますけれども、みえ県民力ビジョン策定後に先ほど申し上げましたような変化があったというより、従来より重要な課題であるという認識であって、その一環として、選択・集中プログラムの緊急課題解決プロジェクトの中に、働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクトの中で位置づけ、これまでも取り組んできましたが、来年度については、さらに若者の安定就労のための新たな事業を展開してまいります。

ちなみに、もともとそういう認識でしたよということについては、ビジョンの「時代潮流と現状認識」の中で、「近年では正規労働者と非正規労働者の二極化が進んでいます。とりわけ、若い世代では、ニートやフリーター、ワーキングプアの存在が社会問題になり、格差や貧困が拡大しつつあるといわれています。」と記述させていただいているところでございます。

それから、2点目、みえ県民力ビジョンの見直しとアクティブ・シチズンの考え方についてでございます。

みえ県民力ビジョンは、先ほど議員からも御紹介いただきましたとおり、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画でございまして、パブリックコメントや市町との意見交換等を経て、県議会において御議論いただき、策定したものであります。

みえ県民力ビジョンの策定の前提となった時代潮流については、東日本大震災や紀伊半島大水害などの大規模な自然災害、エネルギー問題、人口減少社会の本格的な到来、グローバル競争の激化などをパラダイムの転換として整理していますが、現時点においても、それを覆したり否定するべきような変化はなく、その認識は変わっておりません。

みえ県民力ビジョンでは、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現にとって不可欠なキーワードとして、アクティブ・シチズンと協創を掲げております。

人口減少局面下における生産年齢人口の減少や、地域社会の担い手の減少、地域コミュニティにおけるきずなの希薄化等が進む中、その人の年齢、性別、経済状況、健康状態、障がいの有無などにかかわらず、全ての県民一人ひとりがその能力や特性を生かし、主体的に社会にかかわり、力を発揮し行動することで新しい価値を創造していくアクティブ・シチズンと協創の考え方は、この困難な社会情勢の中でその意義がますます高まっていると考えております。

みえ県民力ビジョン策定時の議会における質問におきましても、自立したくてもできない人、行動したくてもできない人はどうするのか、強者の論理で弱者の視点が欠けるように聞こえると御質問いただき、私からは、今、様々な事情から社会に参画できていない県民の皆様も、自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支える取組を進め、全ての県民の皆さんと協創できることを目指していきたいと答弁させていただきましたし、そういう方々をきめ細かに支えていくためにも、行政だけでは行き届か

ないようなサポートを、アクティブ・シチズンの皆様の力をかりて協創して
いただいて進めていく必要があると考えております。

実際に、みえ県民力ビジョンのアクティブ・シチズンの部分におきましても、「さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できないでいる人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちもいます。こうした人びとが社会の一員として多様な人びととつながりを持ち、共に生きることのできる社会に変えていく必要があります。」と記載をさせていただいているところでございます。

こうしたことから、みえ県民力ビジョンにおいては、微修正などはあるかもしれませんが、現時点においては根本的な見直しというところまでは考えていません。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 今、やはりというか、話題のフランスのピケティさんなんかはやはり、富が富を生み、資産がさらに資産を生んでいく、その増加率のほうが、勤労者、働いておられる方の所得の増加よりも大きいと、だから、ますます今、格差が開いてきている、しかも、それはアメリカなどは非常に端的に出ているわけですが、ヨーロッパやこの日本もその例外ではない、そのような時代認識といたしますか、経済認識を示されておまして、結局、それが大きな今の日本の社会の中で話題になると、いろんな関心を呼ぶということ自体が、今ここに住んでおられる、生きておられる方々が、やはりその格差の拡大というものについて、それを実感しているということのあらわれだと、こう思っております。

知事から言わせれば、もう既にそんなものはわかっておったんだというお話のようですが、私は、わかっておたらわかっておただけの対策がきちっと打たれておれば、少なくとも三重県での格差の拡大はもう少し小さいはずであったにもかかわらず、今、現実には格差は開いてきているというところに、やはりもう一度考えていただくというところがあるのではないかと、そのようにも思っています。

それから、アクティブ・シチズンは、ちょっと考え方のところが違うところもありますし、もっと言えば幸福実感だって、あんな個人の感性に準拠するようなものが評価指標になるのかどうかと、非常に、私はいまだに疑問に思っておるわけです。

選挙が終わってまたここでお目にかかれるようならばこの続きをぜひさせていたいただきたいなど、こう思いますが、なかなか、知事のほうは確実でしょうけれども、私のほうはよほど幸運でないところに戻ってこれない可能性もありますので、しっかりとやっていきたいと、こう思っております。

答弁をしっかりとやっていただいたので、15分経過いたしましたので、次の質問にさせていただきますと思います。

みえ産業振興戦略の具現化は正しいか、これは、午前中に村林議員が社会減についていろいろとお話をいただきました、それとも相通ずるところがあるわけですが、平成27年度の政策課題及びその展開方向の1、平成27年度における政策展開のポイントとして、まち・ひと・しごと創生の推進の1項を今回挙げていただいております。

その中で、転出超過による社会減への対策としてこう書かれているんですね。「国の成長戦略に先駆けて策定した『みえ産業振興戦略』の具現化や、南部地域の活性化など若者の働く場の確保、」云々で、「依然として人口減少に歯止めがかかっていない現状がある。そのため、人口の流出抑制・流入促進及び交流人口の拡大に向けて、」、「県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定する」と、こういうふうにされております。

そもそもみえ産業振興戦略を具現化することで転出超過による社会減に歯どめがかかると知事は本気で考えておられたのかどうか、私、非常に疑問に思っております。むしろ、成長産業振興に余りにも重心を置き過ぎたがゆえに、みえ産業振興戦略の具現化に頼り過ぎたがゆえに、人口減少に歯どめがかからなかったのではないかと、このように考えています。

地方創生で地方自治体が元気になる、人口が増えるというのは、経済発展だけでもたらされるものではない、これはもう明らかであります。私は、地

方創生の柱は、農山村の復興、このことが一番大事だ、一番だと、そのように考えています。そのためには、その地域で仕事があることが絶対条件ではありませんが、その仕事として想定されるのは2次産業、3次産業というよりは、むしろ1次産業を充実させることによって生まれてくるのではないかと、このように思っています。

県内で消滅可能性自治体として名前が挙がっているところがたくさんあります。そして、その名前の挙がっている自治体の多くは、企業誘致などではできない農山村をも抱えた自治体、これが多いと思います。だとすれば、1次産業も視野に入れて新たに仕事をつくり出していくという発想がなければ、人口減少の歯どめなどは、これはまた絵に描いた餅、夢のまた夢だと、こう思っております。

改めてお伺いしますが、人口減少に歯どめがかからなかった原因の一つは、成長産業に重心を置いたみえ産業振興戦略の具現化に頼り過ぎたということだと、こう思いますが、いかがでしょうか。

さらに知事は、成長産業への攻めの取組の展開や、産業構造に影響を及ぼす外部環境の変化にいち早く対応していくため、みえ産業振興戦略を改訂すると、このように述べられています。これは、北勢地域を対象としてお考えなのか、それとも、南部も含めた全地域がその方向性の対象になるのか。

また、「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」の「人口減少への対応（社会減対策）」では、「今後の成長産業として見込まれる航空宇宙、ヘルスケア、食などの分野における人材育成、商品開発や販路拡大等の支援、企業の本社機能の本県への移転促進、本県の魅力を世界に発信し、多くの人を呼び込むための国内外からの誘客などに取り組む。」と、こうされていますが、果たしてこれだけの方向性で、農山村の社会減、一番人口の流出の大きいその地域の社会減を食いとめることができるのでしょうか。

いずれにしても、潮が満ちてくるように経済が成長すれば隅々までその恩恵が行き渡るといような上げ潮派の考え方、また、上げ潮派の発想で地方創生は僕はできない、そのように思っておりますが、改めてお考えをお伺い

したいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） みえ産業振興戦略に第1次産業の振興の視点もというお話と、それから、具現化等、戦略の改訂をどのように整理しているかというお話、2点について答弁させていただきます。

みえ産業振興戦略は、今後、三重県が何を成長産業と位置づけ、何で雇用を生み出していくのか、そのための強靱で多様な産業構造への転換をどのように図っていくのかについて、国の成長戦略に先駆けて平成24年7月に地域の成長戦略として策定したものです。

その具現化に向けた取組としては、県内への投資を促進するための新たな企業投資促進制度の創設、それから、海外展開を促進する三重県海外ビジネスサポートデスクの設置、それから、首都圏営業拠点三重テラスの開設などが挙げられます。加えて、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づいて、地域コミュニティの維持、形成や、地域の雇用を支える中小企業、小規模企業の振興を図ってまいりました。

こうした取組全てが、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び、まちをつくるという地方創生の好循環につながっていくものと考えております。

第1次産業の振興の視点をという点でございますが、食関連産業は、県内の魅力ある1次産品など地域資源を活用し、第1次産業、食料品製造業、卸売・小売業、サービス業において地域の雇用を支えるという観点から、地方創生におけるかなめの産業の一つであると考えております。

平成27年1月に国が地方創生のモデル事業として位置づける地域再生計画の中に、本県の「食」で拓く三重の地域活性化という提案が認定を受けました。この計画は、農林水産部と一緒に事業構築を図ったもので、食に関する情報発信、商品開発、ICT、ビッグデータの利活用など、第1次産業の視点を十分に取り入れたものとなっています。

この再生計画により、新たに活用が可能となる地域再生戦略交付金などを活用し、農林水産部とともに食の産業振興の取組を加速させていきたいと考

えております。

また、「みえ産業振興戦略」アドバイザーボードにおいて、戦略の具現化や新たな方向性などについて意見をいただいております、例えば食の産業振興については、第1次産業を所管する農林水産部をはじめ関係部局との取組を一体的にお示しして、県全体としての施策について意見を頂戴するなど、庁内の連携をしっかりとった上で取組を進めているところでございます。

さらに、第1次産業から第2次産業、第3次産業までの食関連産業がそれぞれの付加価値を高めるとともに、相互の連携により新たな価値を創出していく、加えて、三重の食を積極的に国内外に発信することで観光誘客や海外市場の獲得につなげていくといった食の産業振興ビジョンを、現在、農林水産部と連携して策定しているところです。

今後は、第1次産業の振興ためのいろいろな基本計画ですとか基本指針がございりますが、それと、みえ産業振興戦略、食の産業ビジョンなどを補完する形で、あわせて取組を進めていきたいと考えております。

みえ産業振興戦略の改訂については、昨年、策定から3年を迎えておまして、外部環境の変化などを踏まえて、アドバイザーボードにおいて御意見をいただいておりますが、現行のみえ産業振興戦略と方向性が変わるものではなく、新たに、松阪商人など、三重県の先人たちが受け継ぐ精神でありますとか、公害経験に基づく高い技術力を有する本県が世界の中で果たす役割などを描いていきたいと考えております。

平成27年度は、中小企業・小規模企業振興条例に基づく地域に根差したきめ細やかな支援や、先ほど議員からお話がございました宇宙産業の振興とか、沖縄国際物流ハブを活用した販路開拓など、みえ産業振興戦略の具現化に取り組むことで、あわせて改訂を進めて、リーダーシップを三重県が発揮して、他の地域とともに成長していく姿を描いていきたいと考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） みえ産業振興戦略の改訂、北勢地域の次世代を見据えたものというような記述もあるんですが、今回の航空宇宙とかヘルスケアとか、

こういうものは、北勢地域ということを中心に展開をされるというふうに理解してよろしいんですか。それとも、南部も含めて県下全域でこのような展開をされる、そのようなお考えですか。

恐らく同じようなことを繰り返されれば、やはり成長産業に大きく重心を移したような施策展開をしていけば、本当の意味でのその地域が持っている、先ほど村林議員も伝統だとか手段だとかいろいろおっしゃいましたが、そういうもののそれぞれの地域が持っている内在的なそういう力というものを引き出すということよりも、成長産業そのものに対する過度の依存というふうな形で、また、人口流出、社会減対策というのは失敗するんじゃないかと、こう思うんですが、どうなんですか。

○雇用経済部長（廣田恵子） 確かに企業誘致につきましては、東紀州地域への誘致というのは非常に難しいところがございます。ただし、航空宇宙産業につきましては、県の南のほうまで特区の企業が入ってきたりしておりますので、これから三重県、抜本的に、3万点もある部品の中の一つをみたいな形でどんどん広げていきたいと思っておりますし、ヘルスケアについても同じで、決して北勢のみに目視しているわけではなくて、南部のほうも含めた形で裾野を広げていきたいというふうに考えております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） やはりめり張りがあるというか、重心の置き方というのはやっぱりしっかりしなきゃいかんと、こう思っています。それは、南も含めて北も含めて全部同じような産業構造で進んでいくということならば、それはそれで結構な話ですが、現実そういうわけには絶対にかない。やはり当然、南は南の特性を生かして、北は北の特性を生かした、そういう産業展開があってしかるべきですし、本当に社会減、そこで本当に仕事をつくり出して、また後で話はしますが、そこで人が住みついていただいて、そこで生活をしていただく、そのようなものをつくり出していこうとすれば、やはり1次産業から派生してきたようなものがそこでしっかりと充実して新たな仕事を生み出していく、そういうところにしっかりと県は力を入れていかない

と、航空宇宙産業の何とかが一つあるから、それで南のほうでそういうものの展開もできるんだって、そういう発想でやられたら僕は社会減対策は失敗すると思いますが、知事、そう思いませんか。

○知事（鈴木英敬） ちょっと廣田雇用経済部長も風邪ぎみのようでもありますので、鼻声で声が出ていなくて大変申しわけないんですけども、三谷議員が御指摘していただいていることと我々が考えていることは余り乖離はないと思っております、つまり、まず、一つ、みえ産業振興戦略に頼り切っていたのではないかということについては、まず、みえ産業振興戦略をつくった時代背景として、リーマンショックから三重県が製造業を中心として経済成長率が全国と比べても極めて低く落ち込んだ中で、そこを優先的にまずしっかり取り組んでいかないといけないということだけでも、それだけに頼り切ったのではなくて、例えばフードイノベーションとか、いろんな地域活性化プランとか、様々な1次産業の対策も打ってきた。

しかし、こっちのほうの、今、後方で申し上げたほうの対策がまだまだ道半ばであるということや、先ほど議員も御指摘があったように、人口減少において、1次産業を中心としているような地域で仕事を生まなければならないので、例えば私たちは今回、食ということで、単に1次産品をつくってそれだけで相当の所得を稼ぐというのは大変なので、それに付加価値を生むような食ということで広くカバレッジをして、所得を生んで仕事を生んでいこうという考え方ですので、そこはそんなにおっしゃっていただいていることと乖離はないのではないかと思いますので、それをしっかり意識した具体策を次年度予算などで取り組んでいくということが大事であるという御指摘であると受けとめます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 次年度予算をまたよく精査させていただいて、もう一度議論をさせていただきたいと、このように思います。

三つ目の桑名東部拡幅と一体となった道路ネットワークというのは、桑名東部拡幅と、こう言いましても桑名の人以外はおわかりにならないと思いま

す。国道1号にかかっている伊勢大橋のかけかえ、これの全体の事業名が、桑名東部拡幅と、こういうんです。

選択・集中プログラムにおいて、特に注力する取組として、緊急課題解決プロジェクトとして命と地域を支える道づくりプロジェクトを挙げておられまして、そこでこういうふうに記述があるんです。「大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、さらに平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、各競技会場への参加者や来場者の利便性、安全性の向上を図るため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備を促進するとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の整備を推進する。」と、このように書いていただいております。

これ、平成26年度の経営方針でも同旨の記述があるんですが、1点大きく変わったのは桑名東部拡幅という言葉が入ったということです。伊勢大橋のかけかえ工事が当面2車線の橋を平成30年完成目途に始まったということなので新たに入ってきたんだと、こう思うんですが、じゃ、この桑名東部拡幅、伊勢大橋のかけかえが入ったことによって、この全体の道路ネットワーク等、どう変わってくるのか。新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスと、一体となった道路ネットワークにどう位置づけられて、どう変わってくるのか、このことを教えていただきたいなど、こう思います。

また、あわせて、道路ネットワーク形成に向けて県管理道路の整備というんですが、伊勢大橋のかけかえに伴う県管理道路の整備というのはどこを指しているのか。

また、伊勢大橋のかけかえに伴って、経済効果等をお伺いしたいとは思いますが、前の一般質問で東海環状自動車道の経済効果をお二人聞かれましたが、試算していないというような、たしか御答弁だったと思います。恐らく東海環状自動車道を試算していないので、伊勢大橋を試算しているとはと

でも思えません、もし何かの間違いで試算されていれば、その点も教えていただきたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 国道1号の桑名東部拡幅は、少し御紹介しますと、桑名市長島町の又木から北浜町間の現道の渋滞緩和と、それと、揖斐川、長良川に昭和9年にかけて老朽化の著しい伊勢大橋のかけかえを目的に計画されております。それで、延長3.9キロメートルの、最終的に4車線化ということで進める事業でございます。

当面、伊勢大橋前後の2.1キロメートルの事業を進めるに当たり、現在、取りつけ道路の改良工事を行うとともに、全体15基の橋脚のうち、本年2月末に9基の橋脚を含む橋梁下部工事の契約をされたところであり、今後、河川内の工事に着手されます。

この地域では平成19年に、伊勢大橋よりも30年近く後に建設されました国道23号の木曾川大橋において、車道面を支える鋼材が破断したことによりまして、115日間にも及ぶ長期にわたり交通規制が実施され、この地域の交通に大きな支障を来しておりました。このようなことから、伊勢大橋がかけかえられることにより信頼性が確保され、道路ネットワークの確実性が向上されるということ、それと、また、現在、伊勢大橋西詰交差点並びに中堤道路、これは桑名海津線の入り口の交差点部におきまして、国道1号からの右折が禁止となっている時間帯、午前の7時から午後7時ということで、昼間、ほとんどそのように通行どめとなっている時間帯があります。こうすることで、新しい伊勢大橋には右折レーン、これが設置されることになっており、利便性が向上し、周辺道路と一体となった道路ネットワークの強化につながると考えております。さらに、将来4車線化された際には、北勢地域のさらなるネットワークの強化につながると考えております。

桑名東部拡幅事業は、桑員地区、ひいては、今御紹介いたしました北勢地域の道路ネットワークの、そういう意味で確実性の向上と強化につながると考えております。

県としましてはそういうもとの、一日も早い完成に向けて、引き続きあらゆる機会を捉えて、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

なお、効果については、申しわけありません、試算をさせていただいておりません。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ネットワークの確実性と強化ということでございまして、非常に抽象的な言葉なんですけど、この地域にとっては非常に大事な橋であることはもう間違いありません。一日も早くかけかえを望むところでございませぬ。

これは県土整備部の所管でなくて防災対策部のほうになると、こう思うんですけれども、伊勢大橋のかけかえ工事は交通上、県土整備部長が言われたいろんな意味が大きいのは当たり前なんですけど、防災上も極めて大きな意義を持っておると、こう思っています。

先ほど県土整備部長から言われたように、昭和9年、築80年の老朽化した橋で、もう少し沈んできております。今、もし台風だとか津波だとか高潮が来れば、あの橋はもう当然使えなくなるわけです。

あの橋が使えないということは、長島にとってはいざ災害のときに桑名側からの救援、支援が途絶えるということになって、長島が孤立化するおそれもありますし、また、逆に、長島だとか木曾岬だとか、さらには弥富から十四山、広大な海拔ゼロメートル地帯が広がっています。その人たちが避難するときの、その避難路が遮断される、そのようなおそれも当然あるわけですので、防災の観点から見たときの伊勢大橋のかけかえ、どのような意義があるか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○防災対策部長（稲垣 司） 防災の観点からの国道1号の桑名東部拡幅の問題、また、伊勢大橋のかけかえについてですけれども、昨年4月に設立しました県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会、この中でも議論をしております、国道1号が慢性的に渋滞しておりますもので、議員もおっしゃったとおり、発災時に避難路として十分に機能できないおそれがあると。

そうしたことから、この協議会の中で議論する際に、国への提言項目、県のすること、市町の役割というのを決める際に、このことを国への提言項目として整理しまして、これを今回、昨年11月にも、県土整備部主体でしたけれども、伊勢大橋のかけかえを含む桑名東部拡幅の早期完成について、国に対して政策提言を行ったところです。

一方、国道1号につきましては、県の内外を結ぶ重要な幹線道路として、地域防災計画上も災害時における第1次緊急輸送道路として位置づけておりますものですから、防災対策部としましても、桑名東部拡幅の、また、伊勢大橋のかけかえを含む問題は極めて重要な課題であると認識しております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） おっしゃるとおり、防災の観点からも非常に重要な橋だと、こう思っております、ぜひ県を挙げて早期のかけかえ促進をしていただきたいと、こう思っております。

時間がどんどんなくなってきましたので、4番目の若年者の就労支援、若者視点の再点検でどう結果が変わったのか、こちらの項に移らせていただきたいと思います。

先ほど申し上げました同じ緊急課題解決プロジェクトのその4で、働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクトに、「若年者の就労支援については、安定的な雇用により若年者の経済基盤を確立するため、就職や就労形態の mismatches の解消に向け、県内企業の魅力発信、セミナー、インターンシップなどに取り組む。」とされています。

昨年の経営方針を見ますと同じような文言があつて、「若者就労等支援情報を、若者視点で再点検するとともに、分かりやすく総合的に発信していく。」、こういうふうに書かれています。「特に、長期インターンシップなどによる若者と中小企業のマッチングやキャリア教育の充実については、役割分担のもと、関係機関が連携し、オール三重で推進していくよう検討を進める。」と、このようにも書かれておるわけです。

若者視点で再点検をした結果、どんな課題が見えてきたのかということな

んです。また、その解決のために、新たにどのようにされておられるのか。読んでみましても、「就職や就労形態のミスマッチの解消に向け、県内企業の魅力発信、セミナー、インターンシップなどに取り組む。」ということだけではほとんど昨年と変わっていないと、こう思いますが、どうでしょうか。

また、「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」の「少子化対策」の中の「働き方」のところ、昨年は「若者が安定的に就労でき、女性が働き続けることのできる職場環境の整備」云々で書かれておりますが、今回は「若者が安定的に就労でき、」という言葉がすぽっと抜けて、「妊娠・出産・子育て等と仕事を両立しながら働きたいと考える女性が希望する形で就労できるよう、希望がかなう労働環境づくりを支援する。」と、こういうふうになっています。

何で、若者視点で再点検した結果、若者が安定的に就労できるという文言が消えたのか。ひょっとしたらですよ、有効求人倍率が上がったからもういいんだと。しかし、その現実、非正規雇用の激増という、そういう裏側があるわけですから、有効求人倍率が上がったから「若者が安定的に就労でき、」というような文言を消してもええというふうに廣田部長が判断をされたのかどうか、そういうこともあわせて、お風邪を召しておられるようですが、御答弁をお願いします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 若者視点での再点検ということと、それから、安定的雇用を抜いたという点についてでございます。

若者視点での再点検は、労働団体が公開している就職活動の調査結果、それから、就職情報誌を提供する民間企業が公開している就職白書などの文献、それから、大学生に対するアンケート調査などを参考に、若者への就職情報の提供の方法とか内容について、このようなものにしたらいいのではないかとということを中心に話し合ってみ直しました。

調査結果によりますと、学生の大企業志向は2年連続で上昇している一方で、中堅・中小企業志向も過半数を保持していること、それから、地元就職、

Uターンを希望する学生というのは年々減少傾向にはあるものの、それでもやっぱり60%を超えていること、それから、地元企業の情報は約9割が就職サイト等のインターネットから情報を得ていることなどをみんなで確認し合ったところです。

そして、また、実際にある声として、地元企業で就職活動をしたいが、地元企業の情報が不足しているというような声もございました。

それで、本県は大学進学者の約8割が県外へ進学しているために、若者にに向けた主要な情報提供ツールであるおしごと広場みえのホームページをより活用してもらいやすくする工夫をしました。

具体的には、ホームページの見やすさという観点から、セミナー等の開催が一目でわかるように表形式にしたり、スマートフォンでもきれいに見ることができるようPDFデータの掲載をしたり、就職決定者の声をデータベース化したりして、検索もしやすいような画面にしています。

さらに、三重県中小企業団体中央会ホームページの三重のきりり企業セレクションや、公益財団法人三重県産業支援センターホームページの動画による企業紹介へのリンクを加えるなどして、企業情報を載せることに強化をしつつあるところでございます。

加えて、ソーシャルネットワークによる就職活動への対応として、おしごと広場みえ内に設置されている新卒応援ハローワークが、フェイスブックページを開設しまして、就職セミナーや合同企業説明会等の情報を発信することとしました。

そのほか、民間企業の調査では、大学生が就職活動において、初任給等の待遇面だけではなくて、企業、各団体が求めている具体的な能力、人物像、社内の人間関係など、企業の風土を知りたかったりするという結果も報告されておりますので、平成27年度からなんですけれども、企業理念、事業内容、職場の雰囲気など、企業理解を深めるための情報をインターネット上で載せて伝えることとしたところでございます。

それから、安定的就労の項目が抜けているというところの点でございます

けれども、平成27年度は、特に非正規雇用の人が正規雇用になるように、いろいろ企業側向けにセミナーをしたり、あるいは若い人たちが何となく非正規でいいわというようなことを選ばないようなセミナーをしたりとか、あるいは、就職後、マッチングしてうまく定着してやめないように安定的就労にするようにということで、企業と、それから学生側の生の声を聞いたりするような場も設けるなどして、逆に言うと実質の面では充実させたというところを自負しておりますので、27年度の事業展開、グレードアップしてやっていきますので、見ていていただきたいと思います。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） グレードアップをされておられるようで、見ていていただきたいということですから、見ていこうと、こうと思いますが、それも改選後の議論になっていくのかなと、こう思います。

余りもう時間がなくなってきました、その次の平成27年度の知事提案説明、これについてお伺いをしたいと、こう思います。

なぜ経営方針だとか知事提案説明で今回質問しているかといいますと、知事の次の選挙に臨む政策集というのはまだ出ていないんですね。また余談になりますが、今までの、過去4年間の評価とか、そういうものはいろいろ出てくると思いますが、知事の評価というのは、これから、じゃ、4年間どうするのというところが見えてこない、なかなか議論ができない。今回、経営方針だとか知事提案説明だとか、こういうものをもとに、次、ネクスト、どうするんだというところの議論をさせていただきたいということで、こういうことを取り上げているということで御理解をいただきたいと、こう思います。

まず、県のブランド力アップこそ移住促進ではないかということなんです、今回、ワンストップの窓口で、みえ移住相談センター、これを東京に設けられるということで、南部地域への移住、定住の促進を図るということです。私は、地域の情報がどんどん、どんどん発信されて、三重県に関心を持ってもらったり、三重県に移住したいね、そういう人たちが増えてくると

いう、これは非常にいいことだと思いますし、大いにやるべきだと思います。

ただ、移住が定住につながるためにはまだ少しハードルがあるのかなと、こう思いますし、さらに、定住がその子どもさんやお孫さんまで含めて世代を超えて住み続けていただけるということになるには、まだまだもっとハードルが高いと、こう思っております。

和歌山県の勝浦の近くに色川というまちがありまして、ここは、Jターン、UターンじゃなくてIターンで今結構有名なところで、かつて常任委員会でその色川に調査に行かせていただいたことがあります。

そこで実際に移住されてきている方々とお話をさせていただきました。毎日30分以上かけて子どもを学校に送らないかんだというようなお話もあったし、なかなか思うような仕事がないというようなお話もありました。京都から来られている方がおられて、京都みたいな都会から来られて、こんな不便なところ、大変でしょうと、不便さ、感じませんか、こういうお話をしましたら、いや、その不便さがいいんですよと、こうおっしゃったんですね。これ、僕、今でも非常に印象的に覚えているんです。

移住される方は、田舎暮らしに憧れたり、この京都の方みたいに、不便さ、これを楽しむために来られるという方もあるかも知りません。しかし、その後、色川の役場で、じゃ、あの人たちの子どもはどうなんですかと言ったら、結構不便さを嫌って出ていくんだというお話があって、こういうことならば、せっかく移住して来られた方も1世代ずれるだけで全く意味がないということだと、こう思います。

やはり、きちっとここに住み続けていただければ、子どもさんやお孫さんが出ていかれるならプラスマイナスゼロになりますが、住み続けていただければ、移住される方が少人数であってもこれは足し算になりますから、確実に人口が増えてくるということになると、こう思うんです。

それじゃ、確実にそこで住み続けていただける方々、そういうのはどこにポイントを求めていけばいいのかというと、やっぱりその地域が住み続けるだけの魅力を持っている、地域の魅力、これが一番大事だと、こう思うんで

すね。しかし、その地域の魅力というのは、都会的なものであったり、ミニ東京的なものでは決してないと、こう思っています。地域の魅力というのを、つくり出す原動力というのは、やはりその地域の中から内在的につくり出されてくるものと、内発的にできてくるものと、こう思っております。

そういう意味では、今回の地方創生の各種補助金、交付金なんかは、果たしてその地域の魅力を生み出すものになるのかどうかというのは、私、少し疑問に思っておるわけです。

それは、地方創生のことはまた別として、知事は政策集で、先ほど前田議員が午前中にブランドカトップテンを取り上げられました。私も前に全然トップテンに入っておらへんやないかという話をさせていただいて、今回、そういうやばなことはもう言うつもりはありませんが、そのブランド力の中に、ブランド力のトップテンの欄で、三重県営業本部をつくるだとか、それから、松阪牛の世界展開を行うための施設整備をするとか、アンテナショップをつくるとか、海女文化の世界遺産登録をするとか、ドラマ、映画、CMを10本以上誘致するとか、伝統産業の復活をするとか、すごいやんか大賞を創設するとか、いろいろ書かれています。

これは僕はこれでいいと思うんですが、問題は、こういうことをやってのブランド力のアップが地域の魅力につながって、魅力ある地域づくりにつながって初めて移住してくる方々が定住し、さらに子や孫に住み続けていただける、そういうことになっていかなければ、何のためのブランド力アップかということになるんですよね。ですから、そのあたりのところはどうぞお考えなのかということをお伺いしたいと思っています。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 移住から定住へ、そして、それを世代を超えて進めていくための県の魅力アップ、それと、これまでのそういう様々なブランド力アップや情報発信の取組との関係というようなことで少し述べさせていただきます。

県では、地方への新しい人の流れをつくるために、移住希望者へのワンス

トップ窓口となる移住相談センターを開設し、単に空き家情報や求人情報の提供だけでなく、移住に関する様々な相談に対応する予定です。

移住者が地域に定住するためには、地域のコミュニティーにおいて移住後の丁寧なケアが必要であり、市町との連携による取組が不可欠であると考えております。

移住者やその子どもたちが地域に住み続けるためには、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」の各場面において、地域が魅力ある場所であることが求められますが、それは移住者だけの問題ではなく、既に地域に住んでいる県民にとっても重要な問題です。そして、地域の魅力を向上させることでさらに移住者が増えていくという好循環につながると考えています。

このことから、県としては、県版総合戦略の策定、推進を通じて三重県の魅力を向上させ、各ライフシーンで県民の希望がかない、県内外から選ばれる三重を目指していきます。

議員がおっしゃっていただいたように、移住から定住へ、そして、定住が世代を超えてとなるように、今度の総合戦略では、ライフシーンという人生のそれぞれの場、その年代の過ごし方というところに着目をして、新しく取り組んでいこうということで考えているところであります。

ですので、そういう意味では基本認識は共通していると思っておりますし、それから、これまでに取り組んできた様々な情報発信やブランド力アップの取組につきましては、何が幸せとを感じるかは人によって違うように、魅力というのは人によって違うわけで、仮にその場所が、魅力があったとしても知られないと意味がないと思いますので、まず知ってもらうための第一歩として情報発信などをやって、ブランド力のアップにはつながっていたと思います。さらにその魅力を多くの人に感じてもらうためのカバレッジを広くするためには、今、議員もおっしゃっていただいたとおり、私も申し上げたとおり、ライフシーンでのそれぞれの魅力アップというのが重要だと思っておりますので、それを総合戦略の中でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

[41番 三谷哲央議員登壇]

○41番（三谷哲央） 三重県のブランド力のアップ、いろんな資産というか、財産を三重県は持っているわけですね、そういうものを磨き上げて、ブラッシュアップして、それが三重県の地域の魅力づくりにきちっとつながっていく、そういうことが確実になされていけば恐らく、移住してきた方が定住し、そして、その子どもや孫もそこに住み続けていただける、そういう三重県になっていくのではないかと、こう思っておりますので、ぜひその方向で御努力をいただきたいと思います。

次に、海外誘客になぜ中国が対象にならないか。

これ、少し私は怒っておりますよ。知事提案説明の観光振興の中で、「海外誘客については、台湾と、タイ及びマレーシアをはじめとする東南アジア等を中心に重点的なプロモーションを実施するとともに、業界最大手の外国人観光客向け口コミサイト、フェイスブック等を活用して、海外で三重県の観光情報を発信し、認知度の向上を図ります。」、このように書かれております。なぜここに中国が入ってこないのかって、これが私はまことに不思議であります。

昨年の本会議で上海のサポートデスクの話をさせていただきました。その中で中国は、かつてのような安くて豊富な労働力の魅力のある、そういう国ではなくて、チャイナリスクもこれありますが、今までのようにそういうものを当てにしてものづくり産業をどんどん中国に進出させて向こうで立地をさせる、そういう方向から、13億人の巨大なマーケットがあるんだから、そこへの商品の販売促進だとか売り込みだとか、また、観光や購買意欲が非常に旺盛な富裕層も増えてきているので、そういうところにサポートデスクのかじ切りをしたらどうですかというお話をさせていただきました。

最近、この一般質問で取り上げられましたけれども、中国の観光客の方々の爆買い、ニュースでも何度も取り上げられております。諸説ありますけれども、例えば、韓国の観光客の方が2万円使うところなら台湾の人は4万円だと、中国の人は14万円使うと、そんな話もあって、こういう層を見逃す手は、三重県としては当然ないわけです。

ただ、中国の方が買い物をされるその先というのが、ドン・キホーテであったり、ブランド物を売っているデパートであったり、そういうところが主であったとしても、三重県は三重県としてのこういうものがありますよと、どうぞこういうものを買ってくださいというような戦略があっても不思議ではないと、こう思っています。ましてや上海に常設のサポートデスクを置いているわけですから、積極的に中国の観光客の誘致、こういうものを進められたらどうかと、こう思うんですが、いかがなんでしょうか。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 中国をインバウンドの対象にしないのかというようなお話ですが、御答弁をさせていただきます。

本県への外国人観光客の誘致につきましては、みえ国際展開に関する基本方針により実施しておりますが、対象とする国、地域は、台湾、中国、タイやマレーシアなどの東南アジア諸国、フランス、ブラジルを掲げているところです。

知事提案説明に「台湾と、タイ及びマレーシアをはじめとする東南アジア等を中心に重点的なプロモーションを実施する」とありますのは、来年度、特に注力して取組を行う国、地域ということで記述をさせていただいております。

中国につきましては、宿泊旅行統計の平成25年確定値で県内延べ宿泊者数は1万5560人と、三重県の第3位を占めております。その後も増加傾向にあります。中国に対するプロモーションにつきましては、県単独ではなく、中部北陸9県の官民が一体となって取り組む昇龍道プロジェクトを中心に広域連携を進めるとともに、今後、中国からの個人旅行者の増加傾向も踏まえまして、国のビジット・ジャパン事業を活用しながら、隣接県等、他県と連携した誘客に取り組みたいと思っております。

それから、議員からお話がありました中国人旅行者の爆買いといったようなことが最近話題になっておりますけれども、本県に来訪された外国人旅行者の買い物の利便性が高まるよう、銀聯カードを含むカード決済の導入も

含め、消費税免税店の新規対応や施設内の外国語表記整備などへの支援を行うこととしております。

それから、また、2月補正予算で計上いたしております外国人旅行者の旅行券事業、こういったことでも、外国人向け商品券については中国においても発行して、中国等からの旅行者の来訪を誘引しながら県内での消費を喚起していきたいとふうに思っております。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ぜひ中国の観光客の誘致にも力を入れていただきたいと思います。ただ、日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクトなんかを見ますと、上海のサポートデスクの役割というのは全く今までと変わっていないということも見受けられますので、これもまた改選後、議論をさせていただきたいと思います。

時間が本当になくなってきまして、貧困対策の推進計画の具体的内容、これ、簡単に教えてください。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 貧困対策計画についてお答えいたします。

国の法律が昨年1月に制定され、8月には大綱が策定されましたことを踏まえまして、本県におきましても改めて、計画的、全庁的に取り組む必要があると考えまして、来年度、計画を策定することいたしました。

計画の策定に当たりましては、庁内にワーキンググループを設けますとともに、学識経験者などから構成される検討委員会を設けて助言をいただきながら進めていきたいと考えております。

子どもの貧困は見えにくいというふうに言われておりまして、まずは、児童相談所、保育所、学校などの関係機関に対する聞き取り調査などを行って県内の実態把握に努めたいと考えております。

その上で、生活保護や就学援助など、既存の施策が対象者にきちんと届いているのかを把握し、その上で、どんな支援策が必要なのか、検討を進めて

まいりたいと考えております。

以上でございます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） ありがとうございます。

しっかり貧困対策の計画をつくっていただくということは評価をしておるわけです。

最後に、知事に一言だけお伺いしたいんですが、最近、マスコミやいろいろな団体から、新政みえは知事選にどう対応するのという質問をよく受けます。知事の基本的なスタンスというのは、どこにも推薦の要請はしませんよ、政策協定は結びませんよ、推薦を持ってくるところはウエルカムですよと、そういうことだと思うんですが、それは間違いないですか。

○知事（鈴木英敬） 県民党としてやらせていただくという、そういうスタンスでございます。

〔41番 三谷哲央議員登壇〕

○41番（三谷哲央） 新しい政策集を拝見して、知事がどういうお考えか、それを見させていただいた上で、我々は我々の判断をしていきたいと、こう思っております。

最後の質問になりました。今回で勇退される方々は本当に御苦労さまでございました。今後とも大所高所から御指導いただきたいと、こう思いますし、今回、選挙に臨まれる方の御健闘を心からお祈りいたしまして終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

追 加 議 案 審 議

○副議長（奥野英介） 日程第2、議案第73号から議案第94号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○副議長（奥野英介） お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第73号から議案第94号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（奥野英介） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
89	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
90	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
91	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
92	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
73	平成26年度三重県一般会計補正予算（第10号）
74	平成26年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
75	平成26年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

76	平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第2号)
77	平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)
78	平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
79	平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
80	平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
81	平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)
82	平成26年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
83	平成26年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)
84	平成26年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)
85	平成26年度三重県水道事業会計補正予算(第2号)
86	平成26年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
87	平成26年度三重県電気事業会計補正予算(第2号)
88	平成26年度三重県病院事業会計補正予算(第3号)
93	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
94	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○副議長(奥野英介) これをもって本日の日程は終了いたしました。

明4日は、午後4時より本会議を開きます。

散

会

○副議長（奥野英介） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時4分散会